



とを御説明を申し上げたいと思いま

す。

取引所は二十七年の十月にできたの

であります、翌年の二十八年のたし

か六月であつたと思ひのとあります

が、東穀代行株式会社が次のような趣

旨に基いて設立をされたのであります

。取引所における早受け、早渡しと

いう問題が取引所の制度としてあるわ

けであります、早受け、早渡しの希望者

は時間的、数量的に必ずしも一致

しないという場合が多いのであります

が、そういう場合のために代行会社が

その早受け、早渡しの媒介をなし、円

滑な受け渡しを完了せしめる、こうい

う第一の目的を持つてゐるわざであります。

次に代行会社は営業として金銭貸付

業務を行つてあります。すなはち、

会員、仲買人に対して資金を融通して

その十分なる活動を側面から援助す

る、これが第二の目的であります。そ

のほか前各号に付帯する業務といふ定

款でうたつておりますが、主たる目的

はただいま申し上げましたような二つ

点であります、繰り返して申しま

すと、第一には、早受け、早渡しの媒

介をして当該業務が円滑に受け渡し

を完了せしむる働きをすることと、そ

れから会員、仲買人に対して資金を融

通してその十分なる活動を側面から援

助する。この二つを主たる目的といひ

ます。自らこうした目的のために、私は代行会社の役員で

も何でもございませんが、取引所の立場から申しますれば、十二分の役割を果してきています。どうふに考えて

おります。

○委員長(江田三郎君) 穀物取引所市

場管理委員の杉山君にお願いします。

四節に買方が無謀な買あおりをした

ために、後場の市場を開くのにど

うしたらしいか、そういうことについ

て三階で会議を開いたのであります。

予納金制度によつて一時間延刻して再

開することになつたのであります。

そのときに場内に一見不穏と見られる

風体のよくな連中が十数名入つてい

るのを見かけたのであります。そ

れと同時に協会員の平野、大橋の両君

からも私も暴力団が入つてきているか

ら危険だと想うので何とか善処してほ

しいという申し出があつたのであります。

次に代行会社は営業として金銭貸付

業務を行つてあります。すなはち、

会員、仲買人に対して資金を融通して

その十分なる活動を側面から援助す

る、これが第二の目的であります。そ

のほか前各号に付帯する業務といふ定

款でうたつておりますが、主たる目的

はただいま申し上げましたような二つ

点であります、繰り返して申しま

すと、第一には、早受け、早渡しの媒

介をして当該業務が円滑に受け渡し

を完了せしむる働きをすることと、そ

れから会員、仲買人に対して資金を融

通してその十分なる活動を側面から援

助する。この二つを主たる目的といひ

ます。自らこうした目的のために、私は代行会社の役員で

も何でもございませんが、取引所の立

場から申しますれば、十二分の役割を

果してきています。どうふに考えて

おられます。

○参考人(杉山重光君) 十二日の前場

から次のように申しました。またその翌日

して場をつぶして、その者たちが検挙されたら他の者が入れかわりに入つて

ぬ作戦だと、こういうわざがあると

いうことを申しました。またその翌日

富澤業務課長から次のようないい

きました。入福商店の柳井三郎君が、

富澤君は実に運がよかつた。もし立ち

かたのだというようなことも聞きました

。このときは入福商店は買方の

一員なのでこういうような計画があつ

たのかと思った。この事件以来市場内

に柵を作つたり、守衛を増員したり、

そうした実態を見ましてもわかると思

います。今申し上げたことは見たり聞

いたりしたことでござります。

○参考人(龜山功君) 次に仲買人市

場代表者の龜山君。

○参考人(龜山功君) 私は大正六年に

米の取引所へ最初参りました、それか

ら米、砂糖、織維、雑穀などの取引所

の立場から会員に危害を加えられるよ

うな危険状態では、市場を開かれて

いる、特に私は市場代表者協会の委員長

は困ると言つて拒んだのであります。

そのため当時はついに立ち会いがで

きなかつたのであります。十三日十時

より合同委員会が開かれまして、その

席上買人協会の書記長の山口氏が、

私はこのようないいことだと思います。

これは関係者として常識では全く考え

られないのであります。しかし、今度のアズキの問題のよう

な不思議な事件は日本にも、また世界に

もこれは例のないことだと思います。

これは関係者として常識では全く考え

られないのであります。十三日十時

より合同委員会が開かれまして、その

席上買人協会の書記長の山口氏が、

私はこのようないいことだと思います。

これは関係者として常識では全く考え

られないのであります。十三日十時

より合同委員会が開かれまして、その

席上買人協会の書記長の山口氏が、

私はこのようないいことだと思います。

これは関係者として常識では全く考え

られないのであります。十三日十時

より合同委員会が開かれまして、その

席上買人協会の書記長の山口氏が、

私はこのようないいことだと思います。

これは関係者として常識では全く考え

られないのであります。十三日十時

アズキの上場を続けるためには総解合が絶対に必要であるという、言いがえ

れば農林省の意向としては総解合をし

なことを前提とした上の賛成、不賛成で

い、他の方法で解決がつかないときには、新規の売買を停止して立ち会いを

ござります。われわれは取引所をつぶ

さないために涙をのんで賛成したとい

う人が三十六人、それからこういう間

違つた解決をするならば取引所がつぶ

さることを認めておつたのでございま

ります。しかし理事会の一部の人々

が、あくまでこのまま再開が不可能で

あると総解合に持ち込んだ理由はほか

に原因があつたのでございま

ります。しかし理事会の一部の人々

が、問題はこの市場だけのことでは

ございませんが、山根さんは私の

質問に對して、業務規程六十二条発動

の理由を具体的に説明しようと申

いますが、問題はこの市場だけのことでは

ございませんが、山根さんは私の

質問に對して、業務規程六十二条発動

の理由を説明されませんでした。ま

た私が立ち会いを開始してもらいたい

と言つたのに對して、総解合をしない

で立ち会いをやれば、上場禁止になる

ことは目に見えているということを言

われました。それから上西さんといふ

御子承願いたいと言われて、結局最後

まで理由を説明されませんでした。ま

た私は立ち会いを開始してもらいたい

と言つたのに對して、総解合をしない

で立ち会いをやれば、上場禁止になる

ことは目に見えているということを言

われました。それから上西さんといふ

御子承願いたいと言つたので、その板ばさみ

になつたので、やむを得ずあのよう

な处置をとつたのでございま

る。もし理事者の方々が勇気を持つて、

暴力や権力をおそれずに、警察の力を

借りるとか、乱手を振る者に対しても

は、業務規定による制裁をもつて断固

として立ち会いを再開しておれば、不

当な要求をする買い占め一派にみすみ

目的を達せざせるようなことをせず

に済んだのでございま

す。またそのとき、仲買人協会の委員

は、屈強な者百名くらいを勧員して、

二十名くらいが場内に入り、市場代表

者をたたくでなくして、高台——取引所

止になるかという、これがまた問題だ

と思う。

これより二日前の五月二十三日の仲

買人総会では、総解合は絶対にしな

い、他の方法で解決がつかないときには、新規の売買を停止して立ち会いを

ござります。われわれは取引所をつぶ

さないために涙をのんで賛成したとい

う人が三十六人、それからこういう間

違つた解決をするならば取引所がつぶ

さることを認めておつたのでございま

ります。しかし理事会の一部の人々

が、問題はこの市場だけのことでは

ございませんが、山根さんは私の

質問に對して、業務規程六十二条発動

の理由を説明されませんでした。ま

た私が立ち会いを開始してもらいたい

と言つたのに對して、総解合をしない

で立ち会いをやれば、上場禁止になる

ことは目に見えているということを言

われました。それから上西さんといふ

御子承願いたいと言つたので、その板ばさみ

になつたので、やむを得ずあのよう

な处置をとつたのでございま

る。もし理事者の方々が勇気を持つて、

暴力や権力をおそれずに、警察の力を

借りるとか、乱手を振る者に対しても

は、業務規定による制裁をもつて断固

として立ち会いを再開しておれば、不

当な要求をする買い占め一派にみすみ

目的を達せざせるようなことをせず

に済んだのでございま

す。またそのとき、仲買人協会の委員

は、屈強な者百名くらいを勧員して、

二十名くらいが場内に入り、市場代表

者をたたくでなくして、高台——取引所



の方に小委員という形で具体的な案を作成することを理事長から委嘱を申し上げたのであります。これには私も参加したのですが、二十何日で寄りましてこの問題についていろいろ検討いたしましたが、議論としてはいろいろ出たのであります。そこで、この件については、まあ一つには最終の引け値、具体的に申しますと十二日の引け値で解け合うという一つの案があるわけであります。私自身は従来のそうした実際の経験は経ておりませんけれども、従来の解合の一つの常識と申しますが、そういうことから考えますれば、最終の引け値で解け合うという一つの考え方があるわけでありまして、しかしその間に売方、買方双方が歩み寄って適当な値段で折れ合うべきじゃないかというような一つの考え方をとつたのであります。しかしながら先ほどあるいは鶴山君その他からもお話をあつたかと思うのであります。が、当時のたとえば大阪市場の相場あるいは現物の相場の動き方というようなことを考慮いたしますれば、最終の引け値で解け合うということでは、當時の売方に非常に大きな不満を与えるであろうというようなことも考えられたわけでありまして、そこで結論としましては、一日前の引け値で解け合つたわ

けであります。これをもつとはつきりわかりやすく申しますと、売方に對して一日分の値合いをとれるような条件で解け合つたということであります。これに対して逆に買方の立場で申しますと、そうした一日分だけ値合いを撮する結果になるわけでありまして、これがなかなか譲歩ができないかたわけであります。買方の主力であります店を呼びましていろいろ折衝いたしましたのであります。ななかな譲歩が出来なかつたのであります。かのぼつての解け合いで一つ譲歩してもらいたいということを極力折衝いたしましたが、ななかな譲歩が得られなかつたのであります。ようやくいろいろ折衝いたしました結果、買方が一部だけ譲歩をいたしたのであります。そのため表面ああして一日前の引け値で解け合つた、その差額が先ほど黒山君からもお話をありましたように千八百万円といふ数字が出ております。そういうことであの解合の条件を決定いたしたわけであります。これをだれが負担するかといふことはこれまで次の問題として重要な問題であったわけですが、私といつしましては理事長並びに私の方に常設委員会というものがございました。これが常設委員会の委員長という制度がござります。これはまあざつぱらんに申し上げますと、元老の理事の方がこれに当つておるという実情でござりますが、委員会を招集するいとまがない、そういうような場合に委員長の会同を願つて請るということは從来からもしばしばやつておるのであります。もろにそうした委員長のおもな方並びに

委員長以外の理事の方で、やはりこの問題に対して深い関係を持つてこれらをおもな方々に集まつていただきまして相談をいたしました結果、結論としては、やはりこうした該合金と申しますか、調整金というようなものは從来の商習慣からいたしましても取引所で負担してもいいじゃないかというような議論も出たのであります。また中には、こうした仲買入の間に起つた紛争の解決のための資金であるから仲買入協会の負担でもつていいじゃないかというような議論も出たのであります。従来ですが、いずれにいたしましても、從来の商習慣からいたしまして、取引所でこれを負担することも理事会の承認を得るということであればこれはやむを得ないのじゃないかというような気持の上から、とりあえずの措置をいたしました。そして、そうした一部の委員長並びに代理事のおもな方々にお詰りをいたしまして、取引所が仮払いを支出することに決定いたしましたのであります。代行会社から私が六日にこれを借りて個人の名前前あるのは常務理事の名前か、どちらで出したかという御質問のようであります。そういう実事はございません。取引所が仮払いを措置をいたしまして、そして取引所が最後にこれを負担するという決定が得られましたならばこれを清算するという措置をとつておるわけであります。

くまつとまんかった、従つて取引所の立ち会いを停止した、こういう点をやらぬ理由として述べておられます。ただいま杉山さん並びに龜山さん、委託者である大竹さん等のお話によりますれば、取引所の立ち合い停止になつたおもな理由は、暴力団が入つて不規範な行動をとるという、そういう微端を現にこの目で見た、十数名の者のあることを入手しておる、そういう事実を見ておるところにいろいろ責任ある立場の方々が立ち会いをやるならば暴力団が五段がまえとか七段がまえの方針をもつて、暴力をもつてこれを阻止する、こういう流言飞語が盛んに飛んでおる、それが中心でできなかつたのだ、こう市場管理委員の方ははつきりおっしゃつておる。ここに非常に食違いがある。木谷さんの先ほどの説明の、ただ単なる経済的な事情や取引所の条件によつて立ち会いを停止したの力問題をどうお考えになつておるか、お認めになつておるのか、おらぬのかといふことが一つ。いま一つは、ただいま山根さんのお話になりました東穀代行が、木谷委員長と御相談を開いて臨時措置として千八百万円の金を買方に対しても補償せられたとはつきり言つておられるのであります。これらの措置が果して正しいかどうか。正しいとお考えにならなければ木谷さんも賛成をなさらぬが、そこでお伺いするのは、もしこれが正しいとしますならば、不服を言う、まあ二十六日の決定に対し不服を申しますの仲買人等があるわけです。これに対してどう御処置をなさるのか、二十六日の決定といふものをいかなる権威においておいて

認めになるのか、二十六日の決定が権威あるものとして総解合を理事会が総会の議を経てお命じになつたといううちに権威が認められるならば、そういう八千八百万円を出されることは、私はある意味合いからしますると、何か越權行為とでも申しましようか、はなはだ不可解な問題がそこで一つ取引所の中に出で参りましたが、その点についてはいろいろ取り沙汰せられておる。やはり取引所の理事者が暴力で強迫されて、そうしてそういう無理な御解決をなすつたということが新聞やあるいは流説に伝わつておるのであります。が、その点の真相をもつとはつきりと責任ある御説明をお願いしたいと思ひます。どうか一つ軽い気持ちでお願いします。

○参考人(木谷久一君) お答え申し上

た、売方の方は、十二日から見れば、一日安い、無理なことに相なるのであります。決して売方に損して買方に得さしたというようなことは、取引所ではやつてないのです。結果から見れば、買方に千八百万円をやつたと、こう言いますけれども、それは値段の差額を勘定して、そうして三千何百万円になるものを、千三百万円負けさせて、そうして千八百万円を差額の金を取引所が出したのであります。これは取引所のためにしたことでありまして、これをやらねば市場は開会できない。そうして開会して翌日には場を立てなければアズキというものについては永久にもう取引所は立てないものなりという私は考えを持って支出をしたのであります。そんなんで、少數の理事者その他にも大体譲つておりますから、当然市場が負担していくものになります。そんなんで、少數の理

本所の諸規定または本所の中合事項に基く決定に異議を申立てることができぬ。」というまでの付則をつけて御通達になつてゐるんです。それをそういう決定がこれは當、不当は別としまして、とにかく一応そういう御通達をせられて、いるあなたが、何かそこに不法な申入れがあつたからといってそれにやるとか、あるいはこれは当然のものだから引き渡して取引所の円滑な取引を進めるのだと、こういう理屈をつけられるが、もしそういうものがあるとするならば、少くともこの二十六日の決定の通達の中へ入るべきものであり、同時にこの決定をする理事会と合併総代会というのですか、仲買人の総会においてその条件もつけて決定しなかつたならばこれは問題にならないだという条件外のものをあとから理屈をつけて、千八百万円という金を取り所としてはおかしな、小づかいにも及ばんような額の金かはりませんが、世間から見れば相当巨額の金を一部の人にお支払いになることは、これは全く私は無法な処置であると考えざるを得ないのであります。どういうわけであれを二十五日の総会にお諮りにならなかつたのか、その点を明かにしていただきたい。

これは取引の関係のない方々を選んで、その方々と御相談になつたのであります。それから仲買人の総会、それから理事会会員が寄りまして、そしてそのときにお詰りをした。しかし千何百万円というものを出すとかいうようなことをやりまするとおそらく話がひまがいる。全部の中に、仲買いの中にでもあるいは取引所の理事者でも政治的に解決をせねばやむを得ない。また取引所としてはこれを存続するためには多少の金を使ってもいいという意見の人人が大多数でありまするし、それによって委員の方はそれをきめたわけであります。しかしその詳細についてかれこれ一々報告しておると、御承知の通り売手と買手と利害関係が相反するものでありますから、一つの問題をおいてもやはりあるときには政治的に問題を解決しなければならないときがわれわれの業界には多々あるのです。しかし今委員さんが取引所としてはわざかな金とおっしゃいましたが、なかなかわざかな金じやなくて、莫大な金なんです。しかしそれをやることによって取引所が存続して行ける。取引所を存続するためにみながやろうじゃないかと言うて承認をして、総会でぎまつたのであります。どうぞさよう御了承願いたいと思います。

○参考人(木谷久一君) 原因と申しますと買ひ入と利害関係が相反するのです。でありますから値段の折り合いかつかないのであります。値段の折り合いというものは売手と買手と、売つていい人は一番高い値でやろう、それから買つている人は安い方を望むのでありますからして、話しておつてもひまが要つたのはそこが原因です。で、利害関係だけであつて、別にいろいろなことを今杉山君なんかからもありましたのが、それが表に出でてどうこうということはありませんでした。

○清澤俊英君 そうしますと、あなたの結論で言いますと、二十六日の解合のこの不正価格は全然無効だ、話し合いで納得しなければこういう強制的に押しつけられても反対者はこれを無効と見て行動してよろしい、こういう結果になる……。

○参考人(木谷久一君) そうではございません。われわれの仲間が寄つて、皆承知して、仲買人会なり理事会で承諾したのでござりますから、無効といふことはございません。

○亀田得治君 時間がだいぶ少いようですから簡単に聞いて行きますから、答の方も一つ簡略にやつてください。

この十二日の後場ですね、これを再開して行くべきだ、こういう意見がその当時たくさんあつた。このことは理事長の木谷さんもお認めになりますか。

○参考人(木谷久一君) 再開すれば商いがつまりその日に四千万からできたのです……。

○亀田得治君 説明は要らないのです。そういう意見を持つてゐる人がいた

○参考人(木谷久一君) そういう意見の人もありました。

○亀田得治君 意見の人じやなしに、そういう意見の人がたくさんあつたと、いうことを認めるか、一人や二人のこととを言つてはいるのじやない。

○参考人(木谷久一君) 市場管理委員会といふのを開きましたが、管理委員会では予納金というて、保証金を先に取つてからやらなければいかぬということでした。

○亀田得治君 もつと答弁を明確にやつてください。保証金を先取りにして、前納にしてそうして今まで通り場を開いて行くべきだ、こういう意見が大多数であつたのでしよう。

○参考人(木谷久一君) そうです。

○亀田得治君 それを聞いてるので、そこで私はそういうふうに取引所側としては保証金を前納にしてやつて行けば大体むちゅん質いもなくなるし、それでいいじゃないかと一たん正式に意見をきめたわけなんですね。そういうでしよう、先ほどの御意見によりましても。

○参考人(木谷久一君) さようござります。

○亀田得治君 それがどうして実行できなかつたのか。

○参考人(木谷久一君) それは一部のものがそれが急激であつたためにすぐに入らないことになつた。

○亀田得治君 そこが問題なんです。今まででは証拠金はあとから払うのですから、もちろん前納制にすれば買手は

一時的には困る状態が起るでしょう。そういう状態が起ることが、その相場というものを妥当に持つて行くことになるのでしょうか。またそこをねらって大多数の人がやはりそうすべきだ、そして場を開いて行くべきだ、そうすれば必ずこれは下るのだ、大阪の相場はすでに下つておるでしょうが、皆さんの方は電話などで絶えずこれは連絡しているのだから、そんなことははつきりしているはずなんだ。だから最初の決定通り、その十二日の初志というものがやられて行けば、これは自然に解決ついて行く。あと十何日の紛争なり、あるいは現在起きているような跡始末の問題、こんなものは余然なくて済むわけです。もちろんその当時木谷さんは理事長じゃなかつたわけですが、私は客観的にいろいろな風説とか、そんなものじゃない、冷静にいろいろな資料を、私がいたいたい資料を検討してみますと、どうもそういう気がしてならない。あなたはまあ後任の理事長でありますから、前任の理事長のこととをやかく言いたくない気持はわかりますが、私はともかくそこで理事長の決断というものが大切な時期であつたのだが、それを誤った。そう考えるのですが、あなたはどうぞ考え方ですか。そのときの大坂の相場なり、そういう点を考えて……。

○鶴田得治君 東京取引所における牽手の関係の人が、証拠金前納でやつてもらいたい、こう言つているわけなんですがたとういう状態になつてきているのだから、これは非常に、むしろある意味ではいい状態なんでしょう、再開して行くには……。こつちに反対があるなら別だ、売る方はそれでいいのじゃないか、こう言つているときに、なぜそれをとめる必要があるか、そこなんですね。しかも正式に先ほどあなたの話を聞けば取引所としては一たんそういう方針をきめたのに、なぜそれを実行されないのか。

○参考人(木谷久一君) 大阪が下つたのはほつておいてもひとりでに下る。先生は大阪が安いじゃないかとおっしゃるからなぜ安くなつたかということで、私どもの考え方を申し上げたまであります。

それからだいまの、一たん保証金を預納することをきめたのをなぜ実行しないか。この御質問に対しましては取引所としましては市場管理委員会がそれをきめたので、まだ理事会にかけなかつた。正式に理事会に詫つて初めて決定をするわけであります。

それからついでですから申し上げますけれども、前理事長が、私が十七日に引き継ぎをした、しかしその当時の事情は大体わかつておりますからかわつてお答えをしているわけでありますが、なお御必要がござりますればどうぞ一つ前の理事長をお呼びいただけますから……。

○**龜田得治君** その当時ともかくその市場管理委員会できめたと、正式の理事會にはまだ説つていなかつたといふお話をですが、一たんそういう方針をきまつて、そうしてその方針でやつてくれという声が相当取引所の首腦部に對して要求が出てゐるはずなんです。それに対してその場を開かない理由ですね。こういう点を、場を開いてくれという人たちに十分説明をされたかどうか、なぜ開かないのかという理由を十分説明されたかどうか。説明したとすればどういう説明を、たとえばどういう方にしたか。これはきわめて重要な点でありますので、もし理事長がわからなければ山根常務理事でもいいですからお答え願いたい。

ことははどうてい不可能であるといふ論のものとに、立ち会いを再開いたさなかつたと、いうふうに考えております。さよう御了承願います。

○亀田得治君 大取り組みであると、うことが理由のようですが、値段は変更ないのですね。売買の数が多かつたということですか。

○参考人(山根東明君) 取り組みが多かつたということです。

○亀田得治君 取り組みの数ですね。そういたしますと、たとえば先ほど鶴山さんでしたか、以前にもあつたじゃまないかと言われたのですが、確かにその通りなんです。昨年の十二月十六日の取引ですが、その日には十二月十六日現在で十二月末渡し、一月末渡し、二月末渡し、この三つの合計で一万四千八百十四枚、これだけしているのですね。

○参考人(龜山功君) そうです。

○亀田得治君 ところが今度の場合は、数が多い々々と言われますが、五月末渡し、六月末渡し、七月末渡し、八月末、九月末、十月末渡し、全部合計してわざか四千八百三十七枚にしかなっていない。なるほどそれは現物のあることと、現物といいますか、そのアズキのできる時期等の関係、今ちょっと御指摘されたが、それはもちろんそういう関係も考慮しなければならぬでしょう。しかながらそのためこの五月十二日現在の場合には、十二月の場合でありますと、内地産とか、北海道産そういうものだけなんですが、五月の場合にはそのほかの、たとえば中共の大蔵とか、そういうものまでがこれに対する対象になつてゐるわけですね。だからそれすと比較对照しまする

と、十二月十六日における一万四千八百十四枚というものが認められながら、その三分の一程度に過ぎないところのこの四千八百三十七枚という五月十二日の取り組み高が多過ぎる、こんなことは私は絶対言えないと思います。そういう点はあなたはどういうふうにお考えですか。





穀に關する政令といふものが出ておりまして、現在までの知事、市町村長に割り当てをいたすところのやり方は今までの政令によつて、すなわち第三条第一項の規定に基いて出ておつたのでござりますが、その今までのやつておる政令を廢止いたしまして、新たに今回三条第一項の命令によりまして、政府に売り渡すべき米穀に關する政令と、いうものを制定いたした次第であります。政令の条文が十二条に分れておりますのであります。その第一条は、「事前売渡申込の制度を表わしておるのであります。すなわち「農林大臣は、昭和三十年産の米穀については、その生産者がその生産に係る米穀につきおおむね収穫期以前に政府に対してする農林大臣の定める売買条件による売渡の申込の期限を定めて公示する。」といふことでございまして、申すまでもなく今回の制度が政府と生産者との売買契約に基いて売買をいたすのであります。政府に対して売り渡しの申し込みをいたすということが必要でありますので、あらかじめこちらから売買条件を示しまして、その売買の条件に同意いたしまして生産者が売り渡しの申し込みをいたすということになるわけであります。それがすなわち事前の売渡申込みの制度でございます。それが第一条に書いてあるわけでござります。

轄する市町村長に通知する。」といううきには、すぐにその数量を住所地の市町村長に通知をいたすという手続規定が書いてあるわけでござります。

第三条以下は指示の規定でございま  
すが、第三条はすなわち収穫期以前に  
売り渡しの申し込みを受けまして、政  
府がこれによつて売買契約を締結いた  
しまして、それからずっと実際上米が  
できましたときに売買契約に基きまし  
て政府に売り渡しをずっと実行してい  
ただくわけであります。そこでずっと  
あとになりますて、市町村長がその壱  
買契約に基きまして政府に売り渡した  
ものと申しますか、その私法上の契約  
に基づくところの数量を法律三条一項の  
指示数量・公法上の義務数量として売  
り渡しをいたすのが第三条の規定でござ  
ります。すなわち「当該市町村につ  
いての米穀の実収高がおおむね明らか  
となつたとき」すなわちだいぶあとに  
なりますが、実収高が明らかになつた  
ころに「当該市町村の区域内に住所を有  
する米穀の生産者であつて事前交渡  
申込をしたものごとに、前条の通知に  
係る数量を政府買入数量として定め、  
これを文書をもつて当該生産者に指示  
する。」とござります。すなわち生産者  
が自分で一応売り渡すというふうに、  
売り渡し申し込みをした数量を実収高  
が明らかになつてから三条一項の数量  
といたしまして指示をいたすというこ  
とになるのであります。そこまでが本  
筋でございますが、前にもちょっと御  
説明申し上げましたが、かりに非常に  
今までよけい政府に売つておつたにも  
かかわらず、今回非常に少い、あるい

はまた全然申し込みをしないという、うな方がありますて、政府に対してもしへ込みいたしました隣り近所の生産者に對して、あまりにも不公平であるということが認められた場合におきましては、やはり指示することができる規定を置いておきたい。すなわちこれば三条一項の法上の規定に伴うやむを強いる措置であるということを申し上げておりますが、その趣旨が四条と五条に書いてあるのであります。すなわちこれにて第四条は、「市町村長は、前条の場合において、同条に規定する米穀の生産者であつて、その者についての第二条の通知に係る数量が、その者のその年生産の米穀の実収高及び前三年における政府への米穀の売渡数量、当該市町村の区域内に住所を有する他の米穀の生産者についての同条の通知に係る数量等を勘査して過少であると認められるものについては、前条の規定にかかるわらず、やむを得ない事情があると認める場合を除き農業委員会の意見を開いて、その通知に係る数量と異なる数量を政府買入数量として定めることができる。」という規定があるのであります。すなわちその人の実収高に比べて、あまりにも少い、あるいは隣り近所の生産者の申し込み数量に比べてあまりにも少い、こういうような事情がありましたときは、農業委員会の意見を聞きまして、本人が申し込みをした数量と違った数量を、政府買入れ数量としてきめることができます。それから第五条は……今の場合は申し込みをしたけれども、非常に申し込ま

は前条の規定により指示をしたときには、その指示をした日から五日以内にその指示に係る数量を公表しなければならない。」ということになつております。

ところが第三条の場合は、本人の申し込んだ数量そのまま指示いたすのだから当然であります。第四条、第五条になりますと、本人の意思よりも違つた指示をすることになつておりましたので、異議の申し立てをする規定を置いてあるのであります。すなわち第四条の規定によつて、定められた数量を、第三条の規定により、市町村長から指示された米穀の生産者すなわち非常にお前は少いといふことで少しよけい目に市町村長の指示を受けたところの生産者あるいは第五条の規定によつて全然政府に対してもうしたことなく済みをしなかつた人が、市町村長によつて指示を受けた場合、この二つの場合はその指示にかかる数量について、本人が異議がある場合におきましては、市町村長に対しまして文書をもつて異議を申し立てることができるのです。しかしその指示を受けた日から十日以内にやらなければいけない。十日以内にやる。その場合、申し立てがあつたときには、十日を経過した日から四十日以内にこれを決定して、文書をもつて通知しなければならないのであります。異議の申し立てであります。

収穫期以前に事前の売り渡し申し込みをいたしますから、ほんとうの指示をやりますのは実収高がわかつてからでございますので相当あとになりますので、その事前売り渡しをしたときから指示を受けるときまでの間で災害その他やむを得なかつた事情によつて米穀の実収高が事前売り渡し申し込みをした取扱見込み高に満たなかつたとき、いろいろな事情でこれほどの収穫がないということのため、その指示にかかる数量からどうしても全部または一部を政府に対し売り渡すことができなくなつたという場合の起りましたときは、その指示を受けた日から二十日以内に市町村長に対し、文書をもつて当該数量の変更を申請することができるのであります。

それからもう一つはこれは指示を受けたあとでの申請でございます。すなわち市町村長から政府買い入れ数量の指示を受けた米穀の生産者は、その指示を受けた後に生じた災害、その他やむを得ない理由によりその指示にかかわる数景の米穀の全部又は一部の政府への売り渡しが困難となつた、すなわち指示を受けるまでは何でもなかつたんですが、指示を受けたあとに災害あるいは特殊な事情によつて政府に対して売れなくなつたというときには、やはり二十日以内に市町村長に対ししてそれ変更を請求することができます。この請求があつた場合には、二十日以内にその変更するかどうかをきめまして、文書をもつて通知するということとござります。これは今までありま

た補正あるいはその変更等を一緒にいたしました規定でございます。  
そして以上のような手続をやつて、  
変更されたものを食糧管理法第三条第一項の命令で定めるものとすると、  
いう規定が第九条にあるのでござります。  
すのは、本人が事前売り渡し申し込ん  
をした数量でございます。第五条とい  
うのは全然申し込みをしない人に対す  
る指示された数量であります。その場  
合はあとから変更された場合を含むの  
であります。その場合は、「第三条第  
一項の命令で定めるものとする。」と  
いう書き方にになっておるのでございま  
す。これは從来今までの政令も同様な  
書き方をしておるのでございまして、  
從来までの政令の書き方をそのまま踏  
襲したのでござります。ここで今まで  
の数量が、食糧管理法第三条第一項の  
政府に対して売り渡すべき数量になる  
のでござります。

す。もちろん数量の指示をすることはできませんが、数量の指示以外に報告をまとめたりいろいろ指示を与える必要があります。いろいろその必要はございますので、市町村長に対する必要な指示を知事がやれるように書いてあるのでございます。特に農林大臣は全国の知事に対して前項の指示に関する必要がありました場合には、全国的な観点から大臣がやり得る根拠を置いてあるわけでございます。

以上までが実質的な規定でございまして、第十二条はいわゆる区であるとかその他の特別地域についての例外規定でございます。

で、最後の付則の最後が、政府に充り渡すべき米穀に関する政令、すなはち現在までの割当制でございますが、これは廃止をいたす。しかし二十九年産の米穀については、なお従前の例によりますので、それにつきましてはなお従前の例でやりますが、従来の割当制はこれを廃止するということでござります。

この政令が二十二日に公布になりますして、即日実施いたし、その他関係法令も全部でき、その後私どもいたしましては中央の集荷団体に割当数量を二千三百五十万石を要請をいたしまして、全国自治団体はこれをそれぞれ県団体に要請をいたしまして、目下県地域でそれぞれ末端の集荷団体の数量の要請をいたし生産者から政府に對する売り渡しの申し込みが集まりつつある状況でございます。

以上簡単でございますが、御報告申し上げます。

りいたしますが、ただいまの政令にいろいろ御質問をいただく点があると思いますが、何しろ今受け取つたばかりでござりますから、一応これで休憩いたしますまして、午後再開劈頭にこれまでの御質問を願つたらどうかとこう思いますが、どうぞござりますか、ちょっとと速記をやめて。

午後一時五十三分開会

りいたしますが、ただいまの政令にいろいろ御質問をいたく点があると思いますが、何しろ今受け取つたばかりでござりますから、一応これで休憩いたしますまして、午後再開劈頭にこれについての御質問を願つたらどうかとこう思いますが、どうでござりますか、ちょっとと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) それでは速記をつけて。

この問題につきましては、午後の重開劈頭に議題にいたしまして、御質問願ふことにいたします。それではしばらく休憩いたしまして、午後は一律半から再開いたします。しばらく休憩いたします。

午後零時二十二分休憩

午後一時五十三分開会

○委員長(江田三郎君) ただいまから委員会を開いたします。午前に引き続いて昭和三十年産米の集荷に関する件を議題にいたします。午前中の食糧課長官の説明に対し質疑のある方は直

ては第三条又は第五条の規定により指示された数量」というふうに書いてござります。「第五条の規定により指示された数量のものを食糧管理法第三条第一項の命令で定めるものとする。」というふうになっておりますので、第五条の場合は申すまでもなく、当然申し込みをしなかった人に当るわけであります、そういう方に対してもとえば一定数量を売り渡せという指示をしました場合に、それを果さなかつた場合は、食糧管理法第三条一項の命令に違反したものということになるわけでござりますので、食糧管理法の罰則がかかるということになるわけであります。従いまして食糧管理法の本条に艮りまして、食糧管理法の三条一項の命令に違反したものということになるわけでござりますので、食糧管理法の罰則がかかるということになるわけであります。

○森崎隆君 それから次の異議申し立て、七条の二でございますが、この申し立てが行われた場合には「市町村長は前項の申立があったときは、同項ただし書の期間満了後四十日以内にこれを決定し、文書をもって通知しなければならない。」これもやはり異議の申し立てがあつた場合には、市町村長は独自の立場でその異議の申し立てに対して最後の裁断を決定して、文書で通知する、それだけに解釈していいのですか。その間に談合といふようなことがあるのじやないですか。その問題は次の第八条の「変更の請求」の場合にも同じことが言えると思うのです。第八条の三のところにもやはり「数量を変更するかどうかを決定し、これを文書をもつて通知しなければならない。」文書で通知すればそれが最終的な決定とみなしていいのですか。

卷之三

○政府委員(清井正君) それはお話を通り異議の申し立ての場合はその異議に対して異議を受け入れるとか、受け入れないとか、受け入れた場合には何

するかという意思決定をいたします。通知をして、それで通知をいたします。通知をいたします場合には、通知だけによつてそれを決定いたすことになるわけですが、その通知に対してさらに異議を申し立てるというよ

うことは、現在の制度ではないわけありますから、この点は現在の制度と同じような趣旨の規定があるわけであります。結局お話を通り自治庁の通

知だけによつて一方的にきまることになつておるわけでござります。従つてこれもただいま申しまして第九条の規定で三条一項の命令になるということになるわけでございます。

○政府委員(清井正君) これは八月三十一日までに売買の申し込みをするといふことで公示をいたしておるのであります。

○清澤俊英君 二条の期限の公示はもう済みましたか。

○政府委員(清井正君) これは八月三十一日までに売買の申し込みをするといふことで公示をいたしておるのであります。

○清澤俊英君 それから予約数量二千三百五十万石の各県割当ての数量をこした場合はどうなりますか。この前非常にあやふやになつておつたのですか。

○政府委員(清井正君) 二千三百五十五万石というの申しますでもなくこれは目標数量でございますので、二千三百五十万石を私どもが要請をいたしましたが、かりにそれが二千三百五十万石以上申し込みがありましても、当然これは申し込みとして効力はあるわけでござりますので、この事前売り渡し制度

によつて政府は買い入れをするということになるわけでございますから、二千三百五十万石はいわゆる最低数量と

いうことになるわけございます。そして、それで通知をいたします。通知をいたします場合には、通知だけによつてそれを決定いたすことになるわけですが、その通知に対してさらに異議を申し立てるといふことは、現在の制度ではないわけ

ありますから、この点は現在の制度と同じような趣旨の規定があるわけであります。結局お話を通り自治庁の通

知だけによつて一方的にきまることになつておるわけでござります。従つてこれもただいま申しまして第九条の規定で三条一項の命令になるということになるわけでございます。

○政府委員(清井正君) これは八月三十一日までに売り渡し申込みをするといふことでござりますと、その点は一応この制度とは切り離して考えておるわけありますので、私どもはこの制度によって売り渡しの申し込みがありま

したものを見、所定の価格で買うといふことになるわけでござりますから、か

りに期日が過ぎましてから申し込みがござりますので、私どもはこの制度によつて売り渡しの申し込みがあります。

○清澤俊英君 二条の期限の公示はもう済みましたか。

○政府委員(清井正君) これは八月三十一日までに売買の申し込みをするといふことで公示をいたしておるのであります。

○清澤俊英君 それから予約数量二千三百五十万石の各県割当ての数量をこした場合はどうなりますか。この前非常にあやふやになつておつたのですか。

○政府委員(清井正君) 二千三百五十五万石というの申しますでもなくこれは目標数量でございますので、二千三百五十万石を私どもが要請をいたしましたが、かりにそれが二千三百五十万石以上申し込みがありましても、当然これは申し込みとして効力はあるわけでござりますので、この事前売り渡し制度

かならぬ価格になる建前であります。

○清澤俊英君 入らない……。

○政府委員(清井正君) つかないのであります。事前売り渡し申込制度じゃございませんので、つかない建前であります。税金等の措置もこれはとらな

いということでございますので、税金の場合は基本価格と見ておりますから、その場合の超過買い入れはあるのかない

のか、従つて価格はどうなるのか。

○政府委員(清井正君) その点は、まあ普通で申しますと、その点は一応この制度とは切り離して考えておるわけ

でござりますので、私どもはこの制度によって売り渡しの申し込みがありま

したものを見、所定の価格で買うといふことになるわけでござりますから、か

りに期日が過ぎましてから申し込みがござりますので、私どもはこの制度によつて売り渡しの申し込みがあります。

○清澤俊英君 二条の期限の公示はもう済みましたか。

○政府委員(清井正君) これは八月三十一日までに売買の申し込みをするといふことで公示をいたしておるのであります。

○清澤俊英君 それから予約数量二千三百五十万石の各県割当ての数量をこした場合はどうなりますか。この前非常にあやふやになつておつたのですか。

○政府委員(清井正君) 二千三百五十五万石というの申しますでもなくこれは目標数量でございますので、二千三百五十万石を私どもが要請をいたしましたが、かりにそれが二千三百五十万石以上申し込みがありましても、当然これは申し込みとして効力はあるわけでござりますので、この事前売り渡し制度

に売り渡し申し込みをしていただくことがあります。

○清澤俊英君 入らない……。

○政府委員(清井正君) つかないのであります。事前売り渡し申込制度によつて政府に売り渡しを申し込まれる

ことは、できるだけの数量がこの制度によって政府に売り渡しを申し込まれる

ことになるわけでござりますから、か

りに期日が過ぎましてから申し込みをしていたとありますから、これがそ

う制度を立案いたしたのでございま

す。たまたまどういうような状況でござりますので、われわれはいたしまして

今年のように作柄が非常に豊作を予想せられて、非常に予約が予想外の微候を見るであろうというような予想の

ことになるわけであります。普段の行き方で……。

○小林孝平君 この予約制度によらな

いやは百円安いのですか、いつそれがきまつたのですか。

○清澤俊英君 一銭もないわけですか。

○政府委員(清井正君) 減税の措置はないわけです。普通の行き方で……。

○小林孝平君 先般閣議で御決定を申しましたときに、本制度によつて売るものについて百円高くする、そういうことになつております。

○清澤俊英君 いま少し数字をお伺いします。八月三十一日後の予約買付の契約以外の米を買い上げ、もしくは売

り付ける場合には、価格は三等建て二重俵で九千九百三十円、こういう数字

になるのです。それ以後のものは百

円を引くと言ふのですから九千九百三十円。それから税金は、従つて超過供出等の加算金がないのであります

か。

○政府委員(清井正君) それいつきまつたのですか。

○小林孝平君 それいつきまつたのですか。

○政府委員(清井正君) 減税の措置はないわけです。

○小林孝平君 この予約制度によらな

いやは百円安いのですか、いつそれがきまつたのですか。

○政府委員(清井正君) 先般閣議で御決定を申しましたときに、本制度によつて売るものについて百円高くする、そういうことになつております。

○小林孝平君 それいつきまつたのですか。

○政府委員(清井正君) これは先般の閣議決定のときに、百円の措置をいたしました、このときに百円につきましては、一万六六十円という要求額が一応つたのですが、本制度を利用につきましては、一万六六十円という要求額が一応つたのです。

○政府委員(清井正君) これは、一万六六十円、それに今度米

はいつの、米価審議会のあと、最初政府原案が一万六六十円、それに今度米

価審議会のあとで一万六六十円になつたときのことですか。

○政府委員(清井正君) 最後の閣議決

これは今度の税金の措置が全部事前売り渡し申込制度を利用したものについてます。税金の措置でございますから、本制度を利用しない生産者の売却につきましては減税の恩典はない、こういふふうに実は考えていいのじゃないかと思います。

○清澤俊英君 八百円と見ていいので

ございます。たまたまどういうような状況でござりますので、われわれはいたしました。ございまして、私どもといたしました。税金の問題なり、加算の問題なり、価格の問題なりを処理いたしておるのであります。

○政府委員(清井正君) 減税の恩典はございませんので、つかない建前であります。税金等の措置もこれはとらな

れといたしましては生産者の方が全部

制度を利用しない生産者の売却につきましては減税の恩典はない、こういふふうに実は考えていいのじゃないか

と思います。

定のときでございます。

○小林孝平君 その閣議決定の文書を

一つ見せてもらいたいのです。あの閣

議決定には奨励金を百円ということ

は、予約奨励金を百円ということは

はつきり書いてなかった。

○政府委員(清井正君) それは予約奨

励金ということは書いてございません

が、奨励金とは書いてないのでござい

ますが、価格に加算をするという特別

加算の意味で付加をいたしたのであり

まして、たしかお配りしてあると想い

ます、閑議決定の資料の中に、「昭

和三十年産米の事前売渡申込制に基く買入価

格について」と書きまして、「昭和三十

年産米の事前売渡申込制に基く買入価

格に入つておるわけありますか

いうふうに一応書いてあるわけであり

ます。従いまして、この中には百円の

特別加算が事前売渡申込制に基く買入

価格を次のように定める。」こう

いうふうに一応書いてあるわけであり

ます。従いまして、この中には百円の

特別加算が事前売渡申込制に基く買入

価格を次のように定める。」と

いうふうであります。この点は百円の特

別加算を事前売渡申込制で

一万三十円、こういうふうになつてお

るわけであります。この点は百円の特

別加算を事前売渡申込制につい

ては価格に付加する、こういうことに

なつておるわけであります。

○小林孝平君 予算委員会で何べんも

大臣はこの差は設けないということを

言明されていたのです。そしてあの閑

議決定のその内容も、一万六十円から

一百六十円、百円は上つたけれど

も、その百円は一体何であるかはつき

りわからない。全体的に一万六十円のの

か、その予約のものは百円高いといふのは……。

○政府委員(清井正君) お配りした資料の標題に「三十年産米の政府買入価格について」と書きまして、「昭和三十年産米の事前売渡申込制に基く買入価格を次のように定める。」こういうふうに一応書いてあるわけであります。従いまして、この中には百円の特別加算が事前売渡申込制に基く買入価格を次のように定める。」と書いてあるわけであります。この中には百円特別加算が入つておりますかが、建前といたしましては、本制度を格について」と書きまして、「昭和三十年産米の事前売渡申込制に基く買入価格を次のように定める。」こういうふうに一応書いてあるわけであります。従いまして、この中には百円の特別加算が事前売渡申込制に基く買入価格を次のように定める。」と書いてあるわけであります。この中には百円特別加算が入つておりますか格に入つておるわけありますか

格について」と書きまして、「昭和三十年産米の事前売渡申込制に基く買入価格を次のように定める。」こう

いうふうに一応書いてあるわけであり

ます。従いまして、この中には百円の

特別加算が事前売渡申込制に基く買入

価格を次のように定める。」こう

いうふうに一応書いてあるわけであり

ます。従いまして、この中には百円の

特別加算が事前売渡申込制に基く買入

価格を次のように定める。」と書いてあ

ります。従いまして、この中には百円の

特別加算が事前売渡申込制に基く買入

価格を次のように定める。」と書いてあ

て、その意味において百円の特別加算

をいたすという形で、まあ奨励的な意

味の特別加算でございますが、そういう

意味で「三十年産米の事前売渡申込

制に基く政府買入価格」、こういうふ

うものはないと思います。

○小林孝平君 これは先般最初の米価

審議会にかける政府の原案は一万六

円。これは国会で説明しておる。そろ

してその際しばしば予約奨励金はつけ

ない。あるいは予約格差あるいは奨励

金としてつける場合、あるいは引く場

合、事前割当をしなかつたものは引く

といふ。いずれの措置もやらないとい

う建前でございますから、農家

いたしましては、農家の売り渡し数量

は全数量本制度を利用していただと

いう建前で進んでおりますから、農家

ただく、こういうふうに考えて处置を

いたしておるわけであります。

○委員長(江田三郎君) ちょっとその

前に告示には九千九百三十円と出し

た。その告示はどこにあるのですか。

○政府委員(清井正君) たまいま手元

に持つておりますが、告示にはその

加算する意味のことが書いてあります

す。

○委員長(江田三郎君) ちょっと待つ

て。告示が手元にないと言つたって、

資料をたくさん持つておるのだから、

審議をするのに告示を持って来ぬとい

うことはないでしよう。

○小林孝平君 そんなものを委員会に

出さないというのはおかしいじゃない

ですか。委員長が要求しないのはおか

いことはどこでどうしてなつたのか

予想しておりません。今初めてそういう

ことが出たのであります。あらか

じめこの食い違いの出るようなことを

予想するという資料の提出の仕方とい

うものはないと思います。

○委員長(江田三郎君) ちょっとそれ

は申しますが、一体大臣が国会で答弁

できざるところであります。あらか

じめ事務当局が違う答弁をするだろう

ということを想定して資料を要求する

ということは、これはちょっと人間わ

ざではできないことであります。従つ

てそういうような御意見がありますな

ら、本日はこの審議を一応中止いたし

ます。

○委員長(江田三郎君) 次に議題を変

えまして、漁港法第十七条第二項の規

定に基づき、漁港整備計画の改正につい

て承認を求める件を議題といたします。

この件についてはさきに提出理由の

説明を聞いたのであります。本日は

直ちに質疑に入り、なお質疑の都合に

よつては昨日のお話によつて引き続い

て討論採決に入りたいと存じますから

御了承願います。なお衆議院農林水産

委員会の付帯決議をお配りいたしてお

きます。

○委員長(江田三郎君) ちょっと速記

をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) ちょっと速記

を始めて

下さい。

○秋山俊一郎君　今回漁港整備計画を  
改訂せられたのであります、そのう  
ちには第一次計画において指定され  
おったものが、今度落されているとい  
うのが相當あるようであります、こ  
れはどういう意味で落されたのかどう  
か。

計画におきましては御承知のように四百五十港の計画をいたしておつたわけですが、そのうち四十三港は完成いたしたわけでございます。なおとの二十港につきましては漁港指定を必要としない、つまり一般商港に変りたい、こういう意味におきまして漁港指定の取り消しをいたしましたものが四港ございます。なおその後の漁業の情勢によりまして、県当局との話しによりまして後年回しにいたすことが適當であるものが十六港ございますので、それを合計して六十三港が四百六十港の計画の中から落ちたわけでございます。もちろんこの当該県におきましては、後回しにいたしましたものについても、それにかわるべきものを採用いたしたわけでございます。

○秋山俊一 勧君 今回の改訂は六百四  
カ所でございまして、六百四カ所があ  
げられておりますが、この六百四港、  
すなわち整備を要すると認めるものが  
二千六百港もある。漁港として利用さ  
れているものが二千六百港ある。その  
うちから今回すでに完成したものを除  
いて、六百四港を選定したのはどうい  
う基準によってやられたのか。  
○政府委員(前谷重夫君) 漁港整備計  
画につきましては、御承知のように四  
百五十港の計画を立てます場合におき  
まして、一応標準的なモデルを考えま  
す。

○秋山俊一郎君 かつて第一次整備計画におきましては、四百五十港を指定いたしましたときに、その目標を六ヵ年計画というふうに年数をきめて計画を立てておつたようですが、今回のお改訂につきましてはさような目標は立てておらぬでありますか。

○政府委員(前谷重夫君) これの完成につきましては、ただいま申し上げましたように、具体的な予算の面につきましては毎年予算の折衝によることにいたしておりますが、水産庁といまましては、大体これにつきまして、五年内には全部について著手いたしたい、こういう計画を持っておるわけござります。これに御承知のように年次計画としての財政当局との話し合いがついたわけではございませんが、水産庁としてはその目標のもとに邁進いたしたい、かように考えております。

○秋山俊一郎君 そういたしますと、五年を目標に立てますというと、一ヵ年の国庫負担の金額は大体どれくらいの予定をしておられますか。

○政府委員(前谷重夫君) 私が今申し上げましたのは、多少言葉が足らなかつたと思いますが、五ヵ年で著手いたしまして最後の年は約三ヵ年くらいかかると思ひます。完成までいたしまと八ヵ年くらいになるかと思ひます。大よそわれわれは従来から漁港予算につきましては五十億程度くらい必要であるということを予算の折衝をいたしておりますが、残念ながらその実現を見ないわけであります。目標といたしましては、そういう目標でもつて考えておるわけであります。

○秋山俊一郎君 この漁港の整備の必

要なことは、今さらわれわれが申し上げるまでもないのですが、四十五港を計画しまして、なおまだ七箇年まで来ておるわけあります。しかも毎年度の漁港に関する予算というものは及ばないような状態で、いつまではきわめて僅少でありまして、二十七億二、三億かそこいらが最高の状態だと見当がつかない。毎年整工はして行きましても、非常に毎年々々の漁港の予算が少いために完成がおくれて行くことになります。そこで、そのうちにまた風水害等のためにさらに復旧を要するといつたところにござったなかで進行しないのです。今回この六百四港を新たに改訂いたしましてここに打ち出しておることは、おそらく漁港審議会の議を経てこういうものを選定せられたのであります。今後数が少いと思いますが、今後數があげても、予算が伴わなければ便益の効果はないわけでありまして、この予算獲得につきましては、全国の漁民あげて毎年非常な陳情をしておるわけあります。こういうふうに今回さらにならに數をふやして計画を立てられたことについて、何かもう少し強力に大臣省との話し合いでもなさつたのでありますか。そういうことなしに毎年国庫の予算が取れるだけこれをやつて行なわれ也非常に遺憾に思えておるわけであります。この点につきましては、今こうということであるか、その点を伺いたい。

後の漁港の整備をいかようにするか、いろいろ検討もいたし、また財政当局とも議論をいたしたわけでございます。御承知のように来年度の予算規模、その後におきまする予算規模等も明確でございませんので、この年々の金額は幾らになるかということはちょっと今申し上げかねますが、私たちといたしましては将来近く六ヵ年計画も長期計画として作成されるということになろうかと思いますので、そういう計画の中にもできる限りこれを纏り込んで参りたい。同時にいろいろ御鞭撻を受けまして、明年度の予算編成の際におきましては漁港予算の増額について努力いたしたいと、かよううを考えます。

○森崎隆君 前回の漁港整備の問題はああいう計画でできましても、実際上はこれは完成できずに災害でそれ以上に痛めつけられた点が多いように考えますが、今回の計画は計画としては完成については危惧を持つわけでございます。それで本年度は漁港整備の関係で国庫補助は幾らになつておりますか。

○政府委員(前谷童夫君) 本年度におきましては全体といたしまして漁港整備計画に充てますものは十九億二千七百万円と相成つております。このほかに災害に十三億ほどござります。なおそれで金体といたしますると昨年度より約五千万円ほどふえておりま

こうだと思ひますけれども、大体累年計画があるということを考えますと、これを別個に考えなければならぬ。そこでわれわれの考へでは、今の八年度計画ということになると、年当り四千二億くらいは最小限度要るわけです。その以外に十五億なり二十億の災害復旧関係のものがついてこなければ、この六百四港の漁港整備は完全にはいかないということは、もう初めから計算をすれば中学生でもわかるわけです。ところが实际上三十年度に災害関係を入れましても三十二億ということになると、この計画をした初年度からすでにマイナスが出て、次年度以降のどこかでこれを取りかえなければならぬという負担がすでに入つておるわけです。そういう計画は私たちとしては非常にこれは困るわけです。この計画をした当初に、少くともとかつとある程度取つて、あとを逐次減少して行けるような希望は持てればけつこうであります、最初が今言つた十九億ではなく常に将来心細い。前回の漁港整備計画と同じような運命をたどるものじゃないかという心配があるわけですが、今まで秋山さんの御質問に対して将棋も勢力してやつて行くということを申されましたがのでは、また大蔵省とも十分な話し合ひもできていないということですが、十分の御自信がござりますか。

初明年度の予算等のある程度の見通しのもとに計画を立てるということが必要かと考えましたが、御承知のようにこの四百五十港の計画を立てまする當時におきまする指定漁港が千三百港ぐらいございましたが、その後運輸省との関係におきまして一般商港と漁港との関係におきまして漁港として指定すべきものいろいろ協議いたしましたて、大体二千六百港ということに一段落いたしたわけであります、当時の情勢と現在の情勢とは非常に異なつて参りましたので、御指摘のように七十五港の未着手のものがございまが、この中には漁港の指定の取り消しをしたものもござりますし、またその中におきましたても、漁港行政の変化によりまして取りかえなければならないものもございます。新規に着工いたします場合におきましても、現状の漁港計画そのままでもつてしては実情に沿わない点もありますので、そういう具体的な明年度の予算のワク等も確定いたしませんときには作つたわけでございますが、実施上の問題といたしましては、でき得る限り効率的に計画を、各港別の計画を作りまして、完成年度を早くする等の実質的な措置は十分われわれも考えておるわけでございます。

非常に沿岸から遠洋に至る広範囲において非常に行き詰りの状態になっておるので、これを何とか打開しなければならない段階になつておるのであります。ですが、これに対し、農林大臣は、国会終了後直ちに漁業政策審議会といいますか、そういうふうな審議会を日本の大権威者を集めて、あるいは漁業家を入れて検討し、そうして個々に日本漁業行政といいますか、水産行政の根本方針を確立して、それによつて現在の窮境を開闢しようという意向をしばしば表明されておりますが、今日この漁港の問題がかよくな漁業の大きな要素をなすことはもちろんでありますし、この漁港計画というものがやはりそういう意味合いでおいて、六百四港というものを今回政令指定せられたものと思われる所以ります。これは漁港審議会等の議を経てやられたことでありますし、日本の水産行政の根幹をなす漁港の整備というものは、この根本政策の一環をなしておる、こういうようにわれわれは考えるのであります。従つて、この計画された漁港の完成というものは、一日も早からしめなければならぬ。旧来手をつけておりますたくさんの漁港の早期完成ももちろん急がねばなりませんが、同時に、そればかりに集中しておつたのでは新しく追加されたこれらのものがいつの日に日の目を見るかわからないことになるのであります。そこで予算の獲得の面で、着手したものを作成するというだけの予算でなしに、同時に新規の着工予算も当然組み込んでおらなければならぬと思われる所以りますが、そういうことについて大蔵省との間にどういうふうなお話し合いができるておる

か、先々のことはまだ予算が計上せられないからわからないといえばそれまでですけれども、少くとも六百四港ここに計上した以上は大蔵省との間に、大蔵省といたしましても全然これを知らずにいるわけではないのであります。閣議決定をなされた問題がどういう面につきまして、新規の問題がどれくらい織り込まれるかということは予算上の問題ではありますけれども、心組みとして水産庁は年々のくらいのものを新しくやつていこうとせられておるのか。この点が一点と、それから本年度、三十年度におきましては、もうすでに予算は決定しておるわけでございますが、過般の修正によりまして二億五千万円というものが増額されております。この当初予算においては新規のものには手をつけない建前でおったようありますが、ここに二億五千万円というものが増額された今日において、新規に本年度着工されようとするものがあるかどうか、あれば大体どのくらいを心組みとして持つておられるか、この二点をお伺いしておきます。

修正によりまして、その部分につきまして新規着工いたしたいということとで、大蔵省いろいろ折衝をいたしております。従いまして今年度におきましてどの程度に新規着工があるか、数字はまだ確定いたしませんが、新規着工はやるということで、われわれとしては強力に交渉をしておりまするから、本年度は昨年度と違いまして新規着工はやり得ると私は考えております。ただ数字の点につきましては、まだ折衝中でございまして確定いたしておりません。なお今後どういうふうにやるかということをござしますが、これにつきましては、大体私たちも先ほど申し上げましたように、五ヵ年間で着工するということになりますと、六十港程度のものは着工しなければならない、これは年次別には多少の波があるうかと思いますが、そういう目標でもって考えているわけでありますて、今後の、明年度以降の折衝になるわけでございますが、私たちいたしましては、長期計画も作られることでござりますので、やはり長期計画の作成とも関連いたしまして、やはり漁港整備計画を進めいくべきではなかろうか、かようと考えております。

またピックアップして計画を立てられるつもりであるか、あるいは一応これまで打ち切るというお考えでありますか、その点伺います。

それからもう一つ、同時に、この整備計画を今回立てられました後において、これに漏れたと申しますのは二千六百港

の中から六百四港を引いたものがみな漏れることになるのですが、そうじゃなく、今回計画の中に入った六百四港同列になるべきもので落ちてるといふものがあるありますから、もちろんそれは当局としてはないとおつしやるかもしれません、そういうこ

とがもしあるとすれば、また今後考えななければならんと思いますが、その点いかがでござりますか。

○政府委員(前谷重夫君) 御指摘のよ

うに現在漁港を指定いたしておりますが、二千六百ございますので、漁港全体の整備といたしましては、われわれといたしましては、最終目標といたしましては、全漁港を必要水面積まで持っていきたいということが目標でござります。従いまして、この計画をもつて終りということは考えておりませんが、計画の実施状況等を勘案しまして、また漁業情勢の変化等も将来起きた場合には漁港計画もえていくということが当然考えられなければならぬ、かようになります。なお今年度おきましては、漁港計画につきまして、再建といたしまして、ほぼ二年間くらいでできるような小規模のものにつきましては今年度初めて局部改良の、防災事業に関しては今年度初めて、すでに第一次整備計画を立てまし業が予算として取れたわけでございま

す。この漁港整備計画と合せまして局部改良によりまして、小規模の改良によりまして、相当の能率が發揮でき得るというものにつきましてはこれと別個に局部改良事業として実施していきたい。両々相待ちまして漁港の整備をやりたいということで、本年度から漁港整備計画のほかに局部改良の計画を取り上げたわけでござります。従いましてごく小規模の仕事をございましてもそれによって相当能率が上る、目的を達し得るというものにつきましては、局部分改良ということをやっていきます。

○委員長(江田三郎君) 速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) 速記をつけます。

○委員長(江田三郎君) 速記をやめます。

○委員長(江田三郎君) 渔港法第十七条第二項の規定に基き、漁港整備計画の改正について承認を求める件につきまして賛成をいたします。ただこの際特に農林省に申し上げたいのは、これまでの漁港の完成を急いで日本の漁家の安定期向上をはかるとともに、漁業の伸展を期したいと、こういうような意味合いかから、次に読み上げますところの付帯決議を添えないと存じます。皆様の御賛成をいただきたいと存じます。

漁港整備計画の改正について承認を求める件に対する附帯決議 (案)

ほかに御発言もないようですか質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○秋山俊一郎君 ただいま議題になつております漁港整備計画の改正について承認を求める件でござりますが、現在のわが国水産業の実態から考えましても、今年度初めて、すでに第一次整備計画を実施して参りま

したが、国家においてこれの裏づけとなるところの予算が毎年まことに僅少でありまして、当初計画したもののが半額にも満たないような予算措置のため

に今日なお完成したものはわずかに四十三港ということです。こ

ういう状態でさらに今回予定せられたもの六百四港というものを修築いたしますにつきまして、かような

状態では何年かかるこれが完成するたまでも、かようないよな状態であり見通しもつかないよな状態でありますので、私どもいたしましてはこ

たもの六百四港というものを修築いたしましたにつきまして、かようないよな状態であります。従いましてこの漁港整備計画に

ごくそいう小規模のものを取り上げるという考え方を一応とつたわけでござります。

○委員長(江田三郎君) 速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) 速記をつけます。

○委員長(江田三郎君) 速記をやめます。

着手の漁港についても、毎年必要な予算を確保し、速やかに着工実施するなど、早期完成のため万全の措置を講すべきである。

右決議する。

以上でございます。これを付します。

○委員長(江田三郎君) 速記をやめます。

います。

○委員長(江田三郎君) ほかに御意見もいよいよございますが、討論は終結したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではこれより採決に入ります。

○森崎隆君 漁港法第十七条第二項の規定に基き、漁港整備計画の改正について承認を求める件につきまして賛成をいたします。ただこの際特に農林省に申し上げたいのは、これまでの漁港の完成を急いで日本の漁家の安定期向上をはかるとともに、漁業の伸展を期したいと、こういうような意味合いかから、次に読み上げますところの付帯決議を添えないと存じます。皆様の御賛成をいただきたいと存じます。

○委員長(江田三郎君) 速記をやめます。

います。

○委員長(江田三郎君) ほかに御意見もいよいよございますが、討論は終結したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではこれより採決に入ります。

○森崎隆君 漁港法第十七条第二項の規定に基き、漁港整備計画の改正について承認を求める件につきまして賛成をいたします。ただこの際特に農林省に申し上げたいのは、これまでの漁港の完成を急いで日本の漁家の安定期向上をはかるとともに、漁業の伸展を期したいと、こういう意味合いかから、次に読み上げますところの付帯決議を添えないと存じます。皆様の御賛成をいただきたいと存じます。

○委員長(江田三郎君) 速記をやめます。

います。

○委員長(江田三郎君) ほかに御意見もいよいよございますが、討論は終結したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではこれより採決に入ります。

○森崎隆君 漁港法第十七条第二項の規定に基き、漁港整備計画の改正について承認を求める件につきまして賛成をいたします。ただこの際特に農林省に申し上げたいのは、これまでの漁港の完成を急いで日本の漁家の安定期向上をはかるとともに、漁業の伸展を期したいと、こういう意味合いかから、次に読み上げますところの付帯決議を添えないと存じます。皆様の御賛成をいただきたいと存じます。

○委員長(江田三郎君) 速記をやめます。

多数意見者署名  
秋山俊一郎 白波瀬米吉  
青山 正一 大矢半次郎  
重政 庸徳 関根 久藏  
長谷川行毅 飯島連次郎  
薄口 三郎 森 八三一  
清澤 俊英 森崎 隆  
東 陸 菊田 七平  
水産庁長官から発言を求める  
ます。

○委員長(江田三郎君) ただいま決議  
になりました付帯決議につきまして、  
水産庁長官から発言を求めております。

○政府委員(前谷重夫君) ただいま付  
帯決議になりました件につきましては  
御意見等も十分聆取らいたしましたので  
御質疑に沿いまして十分の努力をいた  
したいと、かよう考へておきます。

○清澤俊英君 長官に一つお伺いいた  
しますが、一つ相談だ。と申しますのは  
は、先般新潟におけるイカその他の中  
毒問題について申し上げておきました  
が、本日の新聞を見ますと、それがだ  
んだん拡大して函館からまた方々へ散  
らばつて、全国的問題のようになつ  
たようですが、従つて厚生省は  
もちろんこれに対し極力調査もする  
でありますしあが、水産庁としまして  
もこれはいろいろなことが考へられて  
おる。まず考へられるのは水爆等によ  
る問題であるとか、または長崎で問題  
になっております、バラチオソ、ホリ  
ドールの問題とか、これらは實に方々  
に問題が起きておる。この間もドジョ  
ウを五匹ばかり取つて来て、たまたま  
人にくれたというのです。くれたとこ  
ろがその人がそれがあてつけられたと  
いうわけで、そういうのじゃないかと  
いうような疑いもほつぼつ出て来てお  
るのでから、これは徹底的に水産庁

としても御調査に乗り出していたとき  
たいというお願いと同時に、長官はどう  
考えておられるか、それを伺つておき  
ます。

○政府委員(前谷重夫君) この前清選  
委員からお話をございました。直ちに  
調査に現在着手しております。現在の  
研究状態を申し上げますと、東海区の  
水産試験場と、それから県の衛生技術  
の関係、それから県の試験場、厚生省の  
等、いろいろ研究をいたしておりま  
す。ただ残念ながら今までの状態にお  
きましては、中毒原因につきまして無  
害説と有害説とがあるわけでございま  
すが、ある程度新漁におきまする実  
験、函館におきまする実験等につきま  
してもいろいろ結果が違つております。  
従いましてこれは非常に、イカは  
沿岸漁民の大きな生産物でございまし  
て、慎重に結論を出されませぬといい  
かげんの結論は私は非常に危ないと思  
います。従いまして水産局といたしま  
しては新たに試験船を出しまして、漁  
獲量、鮮度の相違その段階というよ  
うなことから、根本的に調査いたした  
いということで手配を進めておりま  
す。

つきまして、従来建設省関係の水路、道路等の被害激甚なものに対する国庫負担の率と、同じような性質の農業関係の公共施設の国庫負担の率が均衡を失しております。これを是正する必要があるということは従来からも言われていたことであります。提案理由の御説明におきましてもその趣旨から改正をする御意図と考えておりますが、従来の一一定限度以上全額にする、公共土木施設の一一定限度、それから農林省関係の今回の改正の一一定限度にしたのと事業が多少違いますから比較することは困難だと思いますが、一定の限度について今後も均衡がとれるかどうか、その具体的の説明を願いたいと思ひます。

全く同じ補助程度にするということよりも、また別な意味において均衡を失さないかと、かように考えてなる次第であります。

○瀧口三郎君 これは災害復旧、こう御説明のように農地関係には多少個人的な色彩もあるが、目的から言うと十木関係の水路、道路と、こういうもののは全く同じ公共施設なんです。多少そういう從来からの考え方もあって、負担については公共土木施設より幾分過重だということは抽象的にはわかります。法人を一戸当たり二十万円以上といふことで、こういう補助金のベースにするのをおきめになつたについて、私は標準税収入の二倍ということは、大よそ一戸当たり農家で見れば、一戸当たり幾らくらいになるかというような算定をなさつたかどうか、その大よその比較ができるとはつきりして来るのではないかと思います。お伺いいたしました。

○説明員(大塚常治君) 御説のように標準税収入の何倍ということはその町村の財政の程度を想定する一つの方針でありますし、それから農地災害の補助法におきまするのはあくまでも農家一戸々々の財政負担能力を判定するものでありますて、公共団体と個人の負担能力というものを同一の尺度ではありますから、あるいは何かウエートをつけたりまして、私どもとしましてはその法律によつて國家経費がどの程度増にならるかということが、むしろ補助程度の厚薄を意味するものではないか、かような考え方でありますて、標準税収入の何倍といふものと一戸当たり農家の何方といふこととよ、なかなか七倍がし

にくいのではないかと、かように考  
ております。  
○溝口三郎君 別な観点から伺います  
が、農家の負担の限度が配付された資  
料では年額五千八百十一円負担の限界  
と、これと二十万円という関係を御説  
明願いたい。  
○説明員(大塚常治君) 五千八百十一  
円と申しますのは、家族が六・六人で一  
農業従事者が三人、耕作面積が一町一  
畝の農家を想定いたしまして、この農  
家の農業による収入と第一生計費とし  
うものを計算いたしまして、その差額  
を一応の所得と考えておるのでござい  
ます。それが収入の総計が十七万八千  
三百二十二円でありまして、支出の計  
が十二万ころんで二百十円、その差額  
が十五万八千百十二円、その一割が事故  
あつた際の償還の元金に充てる、こう  
いうふうに考えたのでございます。從  
いまして毎年農家が利益を上げていく  
と申しますか、これは第一生計費です  
から、実は利益でないかもしません  
が、一応計算上余り金の一割をこの負  
債に充てる、そういたしますと、三ヵ  
年据え置きの十二ヵ年、この金を毎年  
償還に充てますと、二十万円の金が償  
還し得るということになつております  
す。通計十五ヵ年で償還されることに  
なつておりますが、ただいまの農業經  
済の程度は、非常に大きな災害を受け  
た場合、その傷が十五ヵ年でいえれば  
いいのか、十年でいえればいいのか、  
ちょっととわかりかねますけれども、ま  
あ一応常識的に十五年程度で償還し得  
るものとすれば、二十万円くらいのも  
のが限度ではないか、こういうふうに  
考えておる次第でございます。

農家で五千八百円くらい、それを十五  
カ年で返すと二十万円が限度一ぱい一  
ぱい、それ以上のものは負担能力がな  
いから、これは全額でやらないと農家  
が赤字になってしまう。もし五千八百  
円という過程が、もう限度一ぱいなん  
だということになると、私は二十万円  
は償還能力一ぱいのところだから、そ  
のふえた分は全額でやるということ  
は、これは筋が通ると思ひます。そこ  
が五千八百円がこの資料によります  
と、非常に古い統計なんです。二十五  
年の経済調査によつたものなんです  
が、その後もう少し新しい経済調査が  
あるかどうか、なければ現在はおよそ  
五千八百円はどういうような差になつ  
ているか、もう少し償還能力があるの  
か、もつと足りなくなつてきたのか、  
その見込みをお伺いしたい。

率をまた想定して、二つも三つの想定が入っておって算定した数字でござります。なかなかこの通りであるといふことははつきり言いにくいので、きわめて大きっぽな推定になるのであります。

○溝口三郎君 この配付された資料によりますとですね、二十六年災では、改正案によると国費の増が三億五千万円、二十七年は四千五百万円、二十九年災は千六百万円程度の増額だから僅少だということでございますが、この算定の基礎になります二十六年災、七年災、九年災の総額の事業かと思いますが、二十六年災は百三十四億、二十七年災は三十五億、二十九年は三十一億の事業費になつていて、これは農林省の想定の事業費なんですか、大蔵省、農林省、会計検査院が立ち合い調査の上で最終決定になつた事業費か、いかがでござりますか。

○説明員(大塚常治君) これは農林省が災害直後査定いたしました数字でございます。

○溝口三郎君 立ち合い調査はまだ完全に全部済んだよう聞いておりませんが、従来大多数の地区について、三者の調査をやつたのによると、農林省の査定が三割ぐらいが水増しになつてゐるというように私は聞いておるのでござります。そういたすと、ここに事業費が出ておりますが、二十万円以上のものが、これは八割以上のものでございますが、二十万円以上の分について三億五千万円とか四千五百万円とか

なっておりますが、これを最終決定のものによると、もつとずっと減少してきて、今のこの要求した改正案によると、三億五千万円ぐらいになるのが私はほとんどなくなってしまうのじゃないかというように考える。もつときわめて僅少なことになつてくるのですか。農林省の要求したものを持たずることは、これは妥当でないと私は考えるので、もう少し、何割くらい減る見込みなのかお伺いしたい。

○説明員（大塚常治君）　ただいま御指摘のように再査定をやつたものの減率あるいは会計検査院が事前調査をした地区だけの減率といふのは、御指摘のよう三割近くものがござります。しかしながら半面この当該査定は二十九年災を除きまして、いずれもその後単価増がございまして……、増の要素もござります。それから非常に農家一戸当たりの復旧額が二十万円以上をこえるような大きなものは、それほど支出だけについては減が少いのじゃないか、かよう考へておられます。

しかしながらこれは当初査定でありますて、実施に移した場合にはこの数字と違つてることが事実でございまので、実施に当つては、たとえば二十六年災で三億五千万円の増となるというが、それより多少減るではないか、という御指摘はその通りであろうと、結果的にはその通りであると、かよう考へております。

○重政廣徳君　これに概数でいいのですが、御承知のように二十八年には九州の災害で特別立法がたくさんでき、この法律が二十八年にあつたとしてこれを適用した場合に、二十八年の特別立法を適用した結果と、二十八年

○説明員（大塚常治君）二十八年は御承知のように、ほんと大部分が九割五分、九割であったのを、さらにもう一段拡充して十割というものを入れることと、次の点は、これは修正案でこうなったのであります、補助対象を拡充して、拡充された部分の補助率を十分の二にする、こうしたことでござります。

○説明員（大塚常治君）この災害においてとのぐらしが政府仕事の節約といいますか、減額になるか、ほかの年はまあ大体平均等出ておりますが、これは参考のために……。

○説明員（大塚常治君）二十八年は御承知のように、ほんと大部分が九割五分の補助になるようになりますて、二十九八年災の当初査定は六百二十二億でございます。従いましてこの補助金は五百三十二億の多きに上つておるのであります、もしこの法律がその当時出来おりましたならば、六百二十二億の査定事業費に対しても四百八十五億程度の補助金で済むだらうと考えられます。従いまして、あの特別立法を、この立法にかえますならば、政府経費は五十億程度の節約になるだらう、かとうに考えております。

○三浦辰雄君 私ちょっとおくれて来ましたのはなはだ恐縮なんですが、結局これは現在の暫定措置というものの共同利用施設を加えるという点と、それから「第三条の第三項第二号から第四号までの中「十分の九」の下に「当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の十一」」を、こういうものをやろうと、この二点がつまり今の暫定法にかえるところだと、そういうふうに解釈していくわけですか。

○説明員（大塚常治君）その通りでござります。「一つは補助率を現在六割五分、九割であったのを、さらにもう二段拡充して十割というものを入れることと、次の点は、これは修正案でこうなったのであります、補助対象を拡充して、拡充された部分の補助率を十分の二にする、こうしたことでござります。

○三浦辰雄君 そうしますと、今の十分の十にするという場合は政令できめる。政令できめて、それに相当する部分については十分の十、こうなるのである。ですが、今先ほど来私はおくれて来たのでわからないのですが、溝口委員の御質問やら、あるいは重政委員の御質問で、通常四百億ないし五百億程度の通常の形における風水害等であれば二百九十億からふえる、こういうようなことを御説明なすつて、あるいは二十八年特別災害のあの当時特別立法をやらなければならなかつたあれだけの災害の際に、もしこの審議されている法律ができるおつたなどは五百数十億の亡失で五十億くらいは安くなつたろうといふ御説明であつた。これはいずれも政令というものをあなたの方で考えておつて、その政令に基づく部分を十分の十として計算なすつてからの結果かと思うのですがその政令とはどういうふうに考えておられるのですか。

比べて、その際はどうなつていたか、一つそれとの関連で御説明いただきたい。

○説明員(大塚常治君) 二十八年度の政令は、御承知のように、私の方の関係の政令ではあるが、建物の上に、建築の面から、いろいろな面から、あるいは作物被害、そういう面からも、必ずしたものがこういうことになつて、

九十億からある、こういうようなことを御説明なすつて、あるいは二十八年特別災害のあの当時特別立法をやらなければならなかつたあれだけの災害の際に、もしこの審議されている法律

ができておられたならば五百数十億の亡  
で五十億くらいは安くなつたろうとい  
う御説明であった。これはいずれも政  
令というものをあなたの方で考えて  
おつて、その政令に基づく部分を十分の  
十として計算なすつてからの結果かと  
思うのですがその政令とはどういふ  
うに考えておられるのですか。

関係農家戸数の総数で割った額、つまり一戸当たりの査定額といいますか、一戸当たりの復旧額になります。それが八万円以下のものについては六割五分の補助率を、八万円から二十万円の間のものを九割の補助率を、二十万円をこえたものを十割の補助率を、こういう三段階の補助率の合計を補助金総額と考えております。従いまして、政令は二十万円を想定しているのでございま

○説明員（大塚常治君）二十八年度の政令は、御承知のように、私の方の關係の政令では、すしたものの上に、建設林野、水産、いろいろな面から、あるいは作物被害、そういう面からもはずしたものがこういうことになつて参つたのであります。政令だけを比較することはできませんが、かりに私の方の政令だけを考えますと、二十八年は復旧額を関係農家戸数で割った額が三万円をこえるものはその復旧額全額について九割の補助をする、こういう法律案であります。

○三浦辰雄君 今あつた説明の中で、私どもとかなんとかいうようなことを言つておつたけれども、あのときのその関連の政令も、あるいは今度改正しようというこの問題も、風水害が起きた場合には、農地關係、あるいは個々に範囲まで広げた各種の共同施設をも含めた災害、その被災農家關係戸数で割つた額に当るのだと思うのですが、さつき聞いているというと、私どもの方の関係の被害だけを割つて、その上に、あるいは林業とか、あるいは何とか、当然加えなければならない、農家としては関係している災害であれば、当然加えなければならぬ数字である。二十八年災の特別立法の場合には、これらを加えて総合的に考えてよかつたと思う。今度も加えることになつたらいいと思うのだが、その点はどうなんですか。

加えるべきだというのは理論的にもつともございますが、実際事務が相当する者にとりましては非常に煩雑でありますとの、なかなかよその関係省の数字をつかむことが時期的におこります関係上、今回は農地は農地、林野は林野、水産は水産と、おののおの別々の被害額を別々な命令で規定して、二つ、二つ法律と申すふうによつて

○三浦辰雄君 まあ、今のお答えは現行法下事務的に考えればわからないことはないですけれども、あのときあります。はなはだ御趣旨に沿わないようなことで……。

の二十八年特別災というのがああやつで建設、あるいは農林関係その他まで加わって、この町村、あるいは府県の基準財政収入といふものと、かくのごとき公団団体が査定の結果支出を負担しなければならない額との比較においてやるという総合的な特別立法がある際は大きいだけにできたわけなんですね。今度の法律は、まあ農林水産業として、こういう一つの今度は農

林水産関係だけの施設の災害復旧に対する暫定措置なんではあります、私はこれだけの十分の十といったような、いわゆる高額な補助をしなければならぬといふような事態の場合においては、当然せめて農林水産関係だけでおそらく住民といふものは重複しておる場合が非常に多いのです。でありますから、この農林水産関係だけでも総合的に見て、ある限度以上については、それはひどいのだからこれは全額もつとやらなければならぬといふふうにいくのが、むしろ何というか当然なような気がするのです。で、あなたの方はきっとおそらくそれは一応理屈

としては、こもつともですとおっしゃるが、私は十分の十なんという高率の問題はそれでなくとも非常に問題がある

のです。あの二十八年災害の極端な例を言えれば泥土の問題、それから地すべりの問題、あれは十分の十なんです。あの当時けんけんどうどう、非常にやかましくあの救済を呼ばれておるそのさなかの特別国会の中でもうすこい

うごうをきわめている。そうしてその結果どんなものだらうかということになれば、御承知の通りに私の記憶であるならば、福岡であつたかどこだかの大被害地のうしろの地すべり地だけが十

分の十の適用をやつただけなんです。  
ほかの方は高率であるがゆえにむしろ  
逃げられてしまつたといつたような  
事実があるわけなんです。で、先ほ  
ど途中からお聞きしたのですけれど  
も、大蔵省の態度、これは大蔵省の態  
度というものは、私はこれは必ずしも  
心服しかねるのですけれども、とにかく  
財政当局が言いそななことを言つて  
ゐる。どううござなで以よつて去律

○説明員(大塚常治君) 激甚災害に対するお考えにはまことに同感なんですが、さういうふうに思つたのですが、それについてお考えいかがですか。

いが、農地局関係は先ほど以来お詰ししておりますよう、関係農家一戸当たりの被害額をもつて微甚度を表わして

おりまし、林野關係は、メーダー当  
りの復旧費をもってやりますし、水産  
關係はやはり負担法のような税収入を  
もつて激甚度を表現しておるようでござ  
ります。従いまして、その三つのも  
のを加えて、合計四点とするにいた  
ります。

のを加えて総合半頁を下るとして、さうは、事務的には非常に困難ではないか、かようふに考えておる次第でござります。

類に対してもござりますが、今回の改正案は二十万円をえた部分が十分の十でありますて、先ほど申しましたように、六割五分であり、九割であり、十割であり、それをまあその三つの補助金の和が全体の補助金になっている、こういうような法律でございます。

をそのままにしておいて合計しよう  
たつてこれはできないから、私はその  
場合は、被害額の復旧費を出していく  
ことは当然だと思うのですが、  
まあその点は議論にわたるようであり  
ますからやめます。この四号ですか、  
第三条の第三項第二号から第四号まで  
農地の関係の被害についての補助の累  
増の形はわかりましたが、他のものは  
どうなんでしょうか。

— 1 —

10.000-15.000 m²

— 10 —

については十分の十にする。それから漁港施設にありますては、漁港もやは

と、こういうことになつてゐるという意味を表わしているのですか、今のお

委員長からお尋ねいたしました総経費の問題でございますが、これは御指

○委員長(江田三郎君) 速記をと  
り。

十分の力のものを十分の十とする  
それで現行法の農地局関係の農地の復  
旧、田畠の復旧及び林道関係の奥地幹  
線林道でないその他の林道は従来のま  
までござります。

○説明員(大塚常治君) これも先ほど申し上げました通り、大蔵省は原則として国家経費の増はいやだということには違いないのですが、御承

振のよろづに一月一日に送りして支那を発生するわけでござりますから、平年の通りの大体予算を見込むことが当然であると考えております。なお、農業共同利用施設等いろいろ修正された点もござりますが、そういう点を加えて

午後三時五十四分速記開始  
○委員長(江田三郎君) 速記を始め  
下さる。

設、それから奥地の駿河ですね、つまり十分の九のやつですね、十分の九であるやつにおよそこのスライド制と申しますが、ある一定部分を除くものをつけると、こういうお考えなわけですね。そうすると十分の九をこえて十分の十にしようというときの魚地幹線な

知のようにすでに負担法の改正案が出来ておりますので、あれも増の要素ばかりであります。現在では、で、従いまして負担法との均衡上いやではあるがこの程度ならのまざるを得ないじゃないか、こういうような考え方を持つてはいる、こうしたことでござります。

り、漁業施設といふものはどういうふうな評価でやるおつもりですか。これは提案者でもどなたでも、当然そういうことはわからないことはないでしょう。

○委員長(田三郎君) ちょっとこの際提案者にお聞きしておきますが、これは本施設に要する経費は本年度約一億円の見込みと、平年度約二億五千万元円ということになっておりますが、

○説明員(大塚常治君) どうも私から  
答えるのは適当でないかも知れませ  
んが、もし間違つておりましたら適當  
な人から後刻訂正していただくことに  
いたしまして、林道等につきましては

本法が成立の暁、施行されるのは公布の日から施行ですが、「昭和三十一年一月一日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。」という附則になつております、従つて一月一

総延長の数に千二百円を乗じた額それから水産施設にありますては十五倍に相当する額というのが農地局関係の一戸当たりの被害額二十万円というのと同じレベルの線であろうかと、政令の

日に遡及するわけですから、そうすると  
と本年度公布の日から施行ということ  
でなしに、遡及ですから、平年度の二  
億五千万円と同じ経費になるのではな

**○三浦辰雄君** 今のその点は大蔵省とは折衝済みであるかは知らないと言われたのですが、二十万円というようなラインでやるのであれば、大蔵省はそれもやむを得ぬだらう、つまり了承おりますが、これは大蔵省の方とどの程度の折衝済みであるかは私よく存じておりません。

いかと思うのですか、その点は提案者の方でどうお考えになつてあるかといふことと、それからこれが修正されまして、いろいろな新しい部分が加わりました。が、そうしますと当然この経費が違ってくるのではないかと思いますが、この二つの点をどうお考えになつてゐるのか、お伺いいたします。

○衆議院議員（小枝一雄君） 大体において從来の例から考えまして、一ヵ年間六千万円程度で済むのではないかとわれわれ提案者としては考えておるわけです。この提案理由なりこの改正の案文にございましても、支障のないものと考えておるわけであります。

二日夜行で西下しました。二十三日の朝六時五分名古屋に到着、直ちに農林省の愛知用水水関係者から現地調査についての用水幹線並びに施設の概要を聞き、また地元の東海経済懇話会を訪ねました。愛知用水協力会の方々の陳情を伺いました。地元といたしましては、愛知用水開発事業のもたらす経済的、文化

用水完成後の水路の分布や開墾予定地等を展望したのであります、地元の老若男女も続々参集して来て、この計画が一日も早く完成するよう要望した次第であります。

○委員長(江田三郎君) そなへてお聞きたいのですが……。

○菊田七平君 それでは愛知用水の相  
地調査の御報告をいたします。今般実  
施いたしました感知用水に対する現地  
調査の概要を御報告申し上げます。  
われわれ一行は、江田農林委員長初  
の四人の委員の特別参加を得まして、  
合計十八で見学と見察するに、二十  
ある、こうしたことになつております。  
それでは現地調査の報告を菊田委員長  
お願いいたします。

原野も残されているのであります。が、雨が少く水がないので陸稲も作れず、最もひでりに強い甘藷などを作つて、いる実情にあります。

愛知用水が完成いたしますと、水田はもとより畑地灌漑も可能となり、荒廃している原野を開墾いたしまして、長野県のダム建設による水没農家の入植も可能となるのであります。従つてわれわれは開墾予定の丘の上に登つて、

二日夜行で西下しました。二十三日の朝六時五分名古屋に到着、直ちに農林省の愛知用水水関係者から現地調査についての用水幹線並びに施設の概要を聞き、また地元の東海経済懇話会を愛知用水協力会の方々の陳情を伺いました。地元といたしましては、愛知用水開発事業のもたらす経済的、文化

用水完成後の水路の分布や開墾予定地等を展望したのであります、地元の老若男女も続々参集して来て、この計画が一日も早く完成するよう要望した次第であります。

した。この地帯は水田八百町歩、畠七百町歩の比較的経営面積の大きい農家が多い農村であります。水不足のため九十六の溜池によって細々用水をまかなければなり、水がないため二毛作田はわずか一五%しかない状態にあります。愛知用水完成後は、九六年まで二毛作が可能となり、もしかりに用水の地元負担が反当たり二千円かかるとしても、二毛作化により表三俵六千円の収入増は確実であるから、ぜひこの計画を実現してほしいとのことでありました。

—  
—  
—  
—

農林省として多少遺憾の点があり、欠ける点のありましたことは私は率直にこれを認めます。これにつきましては今後そういうことのないよう、十分部下を監督いたしまして善処いたしますることをお約束申し上げる次第でございます。

またなお、下流の岐阜、もしくは長野方面の用水の取り入れ口の経過等につきましては、遅滞なく必要な処置は当然講じなければならぬのでございまして、これに対する必要な処置は責任をもって解決することをここにこれもあわせて言明いたす次第でござります。

○委員長(江田三郎君) ちょっとと高崎長官がお見えになりましたから、昨日の問題点につきまして、政府としての統一した見解の御発表、御説明を願いたいと思います。

○国務大臣(高橋達之助君) 昨日多少意見に食い違いがあるようなことがございまして、まことに遺憾に存じますが、いろいろ相談いたしまして、結論といたしましては、この前に御報告申し上げましたことと何も変りはないわけでございます。で、食糧増産につきましては、総合経済六カ年計画の構想におきまして、人口があふえ、またふれ地が起ると、こういうことから、また需要が増し、生産が減退するわけでござりますから、これをまかなう方針として、経済企画庁において食糧増産対策費といたしまして三十一年度に百八十億円という数字が出ておるのでございますが、この六ヵ年計画は目下閣

經濟審議会を中心といたしましたて、民間専門家の協力を得て完成いたしたいと存じております。その際食糧増産の問題を含めて十分検討することとなるわけであります。政府といたしましては食糧増産の重要性にかんがみまして極力努力いたす考えでござります。そういたしまして今回問題となつておられます愛知用水等の計画につきましては、万一千余剩農産物の受け入れが不可能に相なつた場合におきましても、政府といたしましてはこれをやり遂げる方針であります。この余剩農産物が受け入れることができなかつた場合には資金の調達には相当な困難が伴うと思いますが、財政の許す限り、既定の食糧増産事業に影響を及ぼさないように努力いたしたいと存しております。

る電力の使用についてやはりこの問題は、どうお取り扱いになるかということと、せつから発電されたものであるから少くとも長野県のあの鉄道が非常な、今夏場にいけば焦熱の中に皆寝てしまつ黒になつてゐるという状況など、ごらんになるでございましょうから、すみやかにこの電源の活用をしていただきたい。同時にあらゆる河川におよぶところの護岸工事におきましては、いつでも赤字を出している県費をもって主としてこれをまかない、國からの助成を得てやつておりますけれども、負担においてもなかなか困難を來しておる。この点についてやはり関係者と連絡をとりまして護岸工事などに対しましてこれを県費支出をあまり増加しないような方法を考えになつておりますかどうか、この二点。

これは從前自由經濟のもとにおきまして、電力会社はこの山の中でダムを作つた付近の勘定から地元元に対し薄かつたとかわらず、その付近に対する配電とうものが消費者が小口の消費者が多いと、そういう結果ついこのそろばんの勘定から地元元に対し薄かつたということは事実でございます。この事実を調整するために、逐次電源開発会社に、できるだけ低廉に供給することをとらしておる、その方針にいはるよう十分努力いたしたいと思つております。

力等におきましては、非常な大きな工事になりますけれども、安全率においてはほとんど心配がないと、こういう確信は得でおるわけでございますから、十分この点は農林当局とも打ち合せまして、安心してダムの完成ができるよう、安全率を十分盛った設計をいたしまして工事に着手いたしたいと思ひます。

なことの事態になりませぬように、あくまでも誠意をもってお話し合いの上、御了解を得てやりたいと思っておりました。初めからいけない場合には土地收回法でやるのだというようなことはかりそめにも私としては考慮におかずた。そのとき水没地帯の関係者からもいろいろ御意見を聞かされたのです。意見としては、こういう事業に対しても反対だ、こういうわけなんです。しかしあまりにも結論が簡単ですから、参考のために、しかし反対だといってもダメをどうしてもやるという場合には具体的にはどういうふうに皆さんはお考えでしょうか。もう少しこの幅のある要求というものがあるはずだが、というふうに聞いたのですが、ところがその際、これは農林省の係の方もおられるところですから、おそらくその通りだろうと思うのですが、地元の諸君が言うのには、全然農林省なり、あるいは県から話を受けておらない、この水没地帯に対してもどういうふうに処理するかということについて全然話を受けておらないから、われわれとしても話のしようがない、従つて絶対反対も何か話があまり簡単ですから、散会して出がけに私のお念を押してみたのですが、やはりそういうことなんですね。私はこの大きな事業をやって、そ

うして長年住んでいた所から追っ払はざまに、それも運命にあるそないう入たちに対するものでありますから認めおるから私あまり言いたくはないのですが、非常にこれは適切を欠いていると思うのですね。それできただけたのは先月の六月二十四日、書面によつてこの地帶はいよいよ愛知用水をやることになつた、一つ覚悟してもらいたい、こういうのが書面でぱと、こう突然にきてるわけです。しかし非公式くらいには何か話があつたのでしようと言つたのですが、それはありませんと言つた。私はこれは非常に非常識だと思う。それは大臣自身もそんなことはなかろう。何か言ってくるだろとお考えになるくらいに、これにはなはだ適切を欠いてる。私は、こういう事業がやはりめるのは、出発点がやはりそういうところから出てきているからだと思うのです。いいこととなら何でも少々手落ちがあつてもいいのだというようなことには、これは絶対にならないわけです。だから十分起きているからだと思うのです。いつしゃるから一つ親切にやつてもらいたいのであります。そういう立場からまあ一つお聞きしたい。この水没地帯の取扱い方についてまだまだ十分な考え方方はきまつておらないかもしませんが、大まかでもよろしいから、大体こういう案を考えているのだといふことがありましたら、一つそれをお聞かせ願いたいということと、もしそういうものがあれば、一体それをどういう形式で地元の諸君に一つ話しかけていくことになるのか、そういう点についても大まかなところを一つ御披露願いたい。

○國務大臣(河野一郎君) 私もそう、  
うことは経験がないのではないのです。  
りまして、反対の立場に立つて、いろ  
いろ地元民の側に立つて当局と話をし  
た経験も持っておりますが、以來官  
のやりますことにはそういう点に欠け  
る点が多いというふうに私も考えて  
ります。ところが、今回は実は私も考  
え少の注意はいたしました。しかしこじ  
は事業の計画の途上でございますが、多小  
ら、いたずらに刺激をすることもどきど  
かというようなふうに考えておりま  
すて、主として係に質問をした程度で今  
日まで参ったのでございますが、多少  
の誤解は持つて参ったよう私は報道等  
を聞いておつたのでござりますけれども  
も、遺憾の点がございましたことは、  
だんだん私の調べたところで明確に自  
分で把握をいたしましたので、先ほど申  
申し上げましたようにお答えをしたの  
でござりますが、しかし今後これから  
どういうふうにして参るかと申し上げ  
ますと、大体は先ほど申し上げました  
通り、近接地たる佐久間ダムの先例を  
一応基準にとりまして、これを基準と  
してこの問題の取扱いをして参りた  
い、こういうふうに考えております。  
しかしこれは物質上の問題だけで片  
づく問題ではないのでありますて、そ  
れには、納得を得るためあらゆる努力  
を払う必要があり、感情をそこにまじ  
えて考えていかなければいけないと思つ  
てますので、あらゆる地元の方々の感  
情の満足のできるように当局としては  
考えていかなければならぬと思つて  
おります。具体的には公団が発足いた  
しまして、公団が当面の責任者として  
この衝に当るのでございますが、私自身  
身といたしましてもこの公団を十分監

督いたしまして、そして万端懲なき期するようだ。これはこの場合にあらうがここで申し上げました精神にてつて、この問題の解決に当るよう十分監督をするつもりであります。

○委員長(江田三郎君) 今問題と連してお聞きしておきたいのですが、この佐久間ダムを基準にして、といふことはわかりましたが、由来電源開発の方の関係は金銭的な補償に重点が置かれてきたのですが、そのためにたゞえば一部からいろいろ批判されるよろこな、その金銭の使い方等の問題について批判されるような問題も起つた、そこで私どもは一定の金額、これはまあ絶対的に必要ですけれども、同時にとの農家が生計が立つよう、この農業經營の設計ということを重点を置いて考えていかなければならぬ、従てただ金錢的な補償というよりもやはりの土地をどうするか、またそこでどういう經營ができるかということが點にこの農林省として関係をもつてやられる以上は非常に重要な点だと思うのでありますが、佐久間ダムを基準に、と言わわれるのは、おそらく農林大臣としては私がお聞きするようなことでは十分お考えになつておると思うのですが、ただそれだけ聞いておりますと、何だか電源開発流の補償といふような印象も受けますので、その点をちよつと念のためにお聞きしておきたいと思います。

つきましては、農林省といたしまして十分他の適格地に移住をして、そうして本人の御要望によれば農業經營の成り立つようなことについて十分考慮していかなければならぬことは当然考へるべきことだと思つております。その点につきましては万遺憾なきを期するように指導して参りたいと思っております。

○亀田得治君 先ほど経済企画庁長官が説明された点についてちょっととさらにお聞きしておきたいと思うのですが、この六百八十億という数字、それからこの六ヵ年計画に伴う食糧増産計画、私のまあ聞きたいのは六ヵ年計画に伴う食糧増産計画というものは、こう立つておるわけですね、愛知用水と別個に、それはどうなんです。その点を先にちょっとお聞きしたいのですが、それは愛知用水を含めて立ておられる数字なんですか。資金計画には六百八十億以後の年の……。

○国務大臣(高崎達之助君) 大体の六ヵ年計画におきましては、六年後に米穀を千三百万石増産する、それによってつぶれ地によつて減るもの及び人口の増加によつて消費のふえる数量をバランスをとつていこう、この立て方でありますて、それの第二年度といたしまして計画いたしますというと、大体の数字は六百八十億という数字が出るのでありまするが、これにはもちろん愛知用水等も入つておるのであります。それをすうと完成するというふうな考えで進んでおるわけであります。

○鳴田得治君 そうするとこの六百八

るのですか。ちょっと今わかれ

○國務大臣(高崎達之助君) 今政府委  
は御説明願いたいのですか……

員から数字を説明いたします。

御説明申し上げます。たましい長官からお話しがありましたように、六ヵ年計画の食糧増産に伴う所要資金の問題

であります。これは再三御説明申し上げましたように、それぞれの工事等

を詳細に積み上げまして、そうして作つたものではないのであります、先ほど長官から御説明がありましたがよ

うに、少くとも人口の増加、あるいは  
つぶれ地による減産等を考慮いたしま

して、そして輸入食糧をこれ以上増さないと、そのためにはどれほど増産が

必要か、というのを基本的な前提条件にいたしまして、そして最終年度における二の着工率を二、三ヶ月遅延

るこの増産量を出してそれを遠年とういうふうに増産をしていけばよろしいかという計画を立てまして、そして

その計画に必要な資金を大体石当り幾  
らというふうな大ざっぱな数字で遠観

的な所要数字をはじき出すだけでございまして、その中における各工事の

内容等はこれから検討をする、ないし  
は現在検討中でございます。ただこの  
愛用火の問題に関しましては、三十

愛知県の方の問題は聞いておきたいことは、二年  
度に關しましては前々から申し上げ  
ましたように、まだ予算等もきまつてお

らんところでございましたので、一応三百五十億というもののワク外にきめ

ておったわけですが、今度これがはつきりきますと、事業としては蒸発率を二〇%以下に落つて

では継続事業として発足して参るのでござりますから、当然継続事業といったしましては今後の増産に伴う全所要資金の中の一部として入るものというふ

うに観念的に観念いたしまして、そんしてその中には入っているものといふふうに考えている次第でござります。  
○龜田得治君 私少し大事な点ですかから、そこまかいようなことですが、次からは愛知用水を含めた数字が計画されないと、こういうわけでしよう。だからそれを六九年というおよよと計画されている数字を一応ここへ出してもらいたい。  
○政府委員(佐々木義武君) 前の三ヵ年に関してはこの前に申しましたように、その数字で参りますと、初年度は三百五十億先ほど申し上げました通りでございます。三十一年度には六百八十億、三十二年度は七百五十億、合せまして千七百八十億というようなり計算になつております。  
○龜田得治君 そのあとはどうなるんですか、六ヵ年計画の……。  
○政府委員(佐々木義武君) そのあとと十億の次が七百五十億というものを予定していると、先ほど経済企画庁長官君はもし余剰農産物がだめになった場合には愛知用水の費用を確保するのには相当やはり努力が要ると、しかしこれはどうしても確保しますと、こう言つている。ところが、たとえは七百五十億と三十二年度は出ているわけですね、そなつたというような場合にはその円資金の際に余剰農産物というものを考慮に入れてそして計画されているわけです。から、もしその余剰農産物がだめに

金を確保するためにはどうしてもこの七百五十億の中の愛知用水以外の土地改良費等の費用をぬけると幾らになるかわかりませんが、これは計算すればわかるが、ぬけたものを幾らか出ますね、五百億なら五百億の部分をぬけると、七百五十億からぬけると幾らになるかわかりませんが、それは確保して行く、そういうようと言明されるのであれば、これはたとえ余剰農産物がどうなつても愛知用水の費用はまた何かほかの方で操作して出てくるのだろう、こういうふうに大体われわれとして確信が持てるわけですが、その点なんです、私どもの危惧するるのは、それはどうなんですか。

億、あるいは七百五十億と、この中から愛知用水の円資金ですね、これは現在は余剰農産物等が入ってくるところは私ども資料もらっているのです。が、これに基いて円資金を、こういうふうにちゃんと計画を立っている、これが私ども資料もらっているのです。愛知用水分を引くと幾らか数字が出来ますね、その出た数字は必ず一般の土地改良費そういうものに充てていくのです。だ、これは言明できるでしよう。  
○國務大臣(高橋達之助君) これは余剰農産物がかりに手に入らなかつた、それだけの資金が入らなかつた場合におきましても、最初の計画は愛知用水初め食糧増産等には支障を来たさない、この方針で進んでいきたいと思つております。  
○鶴田得治君 はなはだしつこいようですが、愛知用水のことは今いいのです。今聞いていない。愛知用水の資金のは必ず守るということはあなたおしゃつておられるのですから。それ以外のもので、それ以外の分についての計数が出てくるのですね、愛知用水の資金を引けば。だからそれだけの……、一般食糧増産に支障を来たさないよう努めると、そんなことを聞いているのではない。努力とかそんなことではなしに、愛知用水の分を、七百五十億から六百八十億を引くと出てくるその数字は、一般食糧増産のために充てますと、こういうふうに言つてもらえば済むわけです。そう言って下さい。(笑)  
○政府委員(佐々木義武君) 先ほど来るいろいろ申し上げましたように、この千七百八十億というトータルの数字は、出した根拠がそういう根拠でござりますので、これが最終的にきつた声)

数字で、そしてこれが積み上げた、各事業とも正確に織り込んでをして各省、あるいは他の事業等も関連させて、そして政府として細部の点から見ましても間違いありませんという数字であるならばお説のようなことにならうかと思います。しかしながら、これは冒頭から申し上げましたように、このくらいの、この原則をくずさんでいこうとすれば、このくらいの金が必要だというわけでございまして、その中の事業等はまだ十分練つておりません。従いましてトータルのこの金はドル面として必要だということであつて、財源として来年の形から見てそのくらいいくつかどうかという点は今後審議会等で十分検討して、そしてその上で来年度の予算と、こういうことになりますとお説の通りかと思いますが、実際問題といたしましては、あるいま若干事業のあんばい等によつて変化があると思ってもいいのではなかろうかと考えております。

のないようにするということをはつきり言明されたと私は承わつたのですが、そういうことであれば、今の御質問は、具体的な六百八十億という数字が出ましたので、そこに多少問題が残ると思いますが、私は愛知用木というものが決して今後具体的にコンクリートされる計画に食い込んでくる。しわ寄せを与えるのではない、それだけのことはやるのだということを政府の統一した見解として御表明になつた、こういうふうに理解してよろしくうござりますか、そうではございませんか。

り言明されたと私は承わつたのであります。御質問は、具体的な六百八十億という数字が出来ましたので、そこに多少問題があると思いますが、私は愛知用水とかいうものが決して今後具体的にコンクリートされる計画に食い込んでくる。しわ寄せを与えるのではない、それだけのことはやるのだということを政府の統一した見解として御表明になつた、こういうふうに理解してよろしくうござりますか、そうではございませんか。

三十億であれば二十年たつと八十億くらいの余剰金が公團に出てくる、農民の方はどうか、先般、現地調査にいきまして、ある村長の意見を聞いたのですが、大体どのくらい毎年償還能力があるのかという質問に対して、何ら政府の方からはっきりとしたお示しがないからよくわからぬが、私は大体一反歩二千円程度が償還の限度であろうと考えているから、ぜひそういうふうになるように、長期、低利息の償還にできるようにしてもらいたいということを言っていたのです。配付された資料によりまして、農民の負担は六分五厘の十五年で、毎年九億何千万円、三万町歩くらいであると、一反歩三千円くらいになる。農民は自分たちの考えているのは二千円くらいの負担だ、今度きまとると大体三千円くらいになる。そして公團の方は二年間たつと四十何億余剰が出てくる。この愛知用水の事業費については、現在、全国平均でやっているのは、およそ反当事業費で言うと二倍以上じやないか、収益も多いかもしれませんのが、事業費也非常に多い、そこで全国一律の六分五厘の十五年年賦でやつて公團が余剰を出すということをなしに、もう少し借款でやるなり、この地区についてはもう余剰を残す必要もないからできるだけ低利の長期で貸し付ける方法をとるのが必要かと私は考えるのです。それに対して農林大臣はどういうふうにお考えでしようか。

全度を見てその経過において支障のないよう、多少今御指摘のように、低利には余裕が見であります。最終年次におきまして、余裕金が出ました場合には、これが処分につきましては、いずれまた国会の御決定を待つてこれを元に還元する、ないしはまたこの費用を公団の解散のときにこれら処分をどうするかということを法律で定めたい、こういう一応の案を持つてゐるわけでございますが、今御指摘のようにだんだん計画をコンクリートにいたしまして、地元民の負担等を緩和いたしまして、今御指摘のようなことについてはさらに考慮する余地があるといふことであれば別にこれは考えていいのではないかと思うのでございますが、一応われわれといたしましてはただいまお示したとしておりますように十分な安全度をもつて計画を立ておるというわけでございます。

○委員長(江田三郎君) 今の溝口さんの御質問の中の反当どのくらいの負担になるかということは事務当局の方からでも……。

○国務大臣(河野一郎君) この点につきましては、だんだん計画もコンクリートになって参つておりますが、ダムの建設がたびたびお話を出ましたように、どの形式によつてやるかによつて非常に経費が違つてくるわけでござります。そういうことのために最初の予定のコンクリートでござりますれば相当高くなりますし、その後研究されておりまする縫め切り方法でやれば相手で、最終の反当の値段等についてはまだ一応の案の程度であるというよう御承認いただきたい。

○満口三郎君 答弁ですが、三百二十億の事業費の振り分けでございますが、これについて是昨日も江田委員長から御質疑があつたようであります。この振り分けの妥当性と額の算定については非常に疑問がある。やり方に於いても算定の基礎についてもこれは十分に内容を検討する必要がある。そこで今農林大臣はダムのやり方についてもロックフィルでやると非常に安くなるということでありました。これが非常に根本的な問題があると思う。コンクリートダムをやる場合には、一億何千万トンという貯水畳がロックフィル・ダムにしたら六割になつた、電力の発生量も当初に比べると六割になつてしまつた。ところが農業の方は開墾をやるとか、灌漑をやつて収益の面で一年に五十分億にしてある。農業負担は当初に比べると農民の負担は多くなつてゐる農民は最初二千円くらいの負担だと思つたのがだんだん、まだお示しがないけれども、まあ二千円くらいだと思つていたのが今度は三千円になつてゐる。このように私は六分五厘で今まで通り十五年で償還するということになると、これは問題が出るから、今まで通りでなくて、余剰が出たときに法律關係でどう処分するかということと同時に、何か償還について特例でも設けてやることを検討なされるかどうか、それを伺つておきたい。

中身は非常に複雑になつております。従いまして三百万になつております、従いまして三千三百七十町歩で割りますと、約二千八百円の計算になつております。この費用を含めておりまして、この中にはたとえは従来でありますれば三千町歩の中に見合つてある新規開墾、これら開田、開畠、それの畠地灌漑、一切のものを今度の場合は公団から農家の希望があれば補給をする。しかし計算は一応全部希望があるものとしてこれを融通するという計算にしております。そういうものを分析いたしますと、たとえば旧田補水につきましては、これはあとで資料をお配りいたしましたけれども、千九百円になり、畠地灌漑は二千七百円程度になる。それから今言つております機械開墾その他で開墾作業費を公団に委託すれば、この委託料は年の負担が反当三千円くらいになる、こういうことになつております。従いまして私どもの方では大体反当の費用は中位でないかと、こう考えておるのであります。

ども、それじゃやはり納得できない。

私は國家に重大な問題が生じた場合はこの事業をこの通りやるとかやらぬとかいうことは話が別だが、生じない以上はこの計画をするのだ、三ヵ年計画

内閣はいくのだと、そういうことは言うていただかなれば、二日やつたつて何のことやらわからぬ結果になってくる。また昨日

のことを繰り返さなければならぬ。そのくらいのことを言うのは私は当然だらうと思いますが、企画庁として計画をお立てになつた以上は、農林省が

だらうと思ひます。企画庁として計画をしておつたわけです。その中に資金が出ておつたわけですね。

は経済三ヵ年計画というもう予算委員会において開議を経てお出しになつたわけです。初めは経てなかつたもの

が出ておつたわけですね。

企画として食糧増産に六百八十億を使ふと書いてある。その六百八十億から

三十一年度の愛知用水というのには内資金四十九億五千万円ありますから、

一口に言つて五十億、その五十億を引くと六百三十億が残る、六百三十億も

いうものは出すつもりか、出さぬつも

りかということを皆が念を押してい

る。これをどうもここに至つて言わなければ経済三ヵ年計画というものは何

異変が起つて、国家の支出ができない

独自で食糧何ヵ年計画を立てたのとは違つた。だからその点をどうか一に國の将来のことですから、これは非常な大

きな方針で今の計画はやつて通つたかということになるわけ

であります。でありますから、どうし

いたしましてせつかも企画庁もできて

でもこのことは言わざるを得ないと思

うのであります。が、しかしながらなか

へり切つた金でありますから皆が心配

をつづけて、どうも押しつけられた

交渉をする過程においてこの事業をや

らう。農林大臣との事業のやり方について、一つ基本的な考え方を聞かしてほし。というのは、世界銀行とどうも

歩を歩くことにしてしまふと、これが長官といたしまして、それを貢

う。農林大臣との機械を買ふ、それから技術者を使ふ、こう何かひも

をつけられて、どうも押しつけられた

ように私どももしようと目ですが思ふ

う。現地に行つていろいろ説明を開きましても、日本のほんとうの技術を動員すればあの程度のことは、幾らか

対にこれはいたたくありませんといふことははつきりここで申し上げられ

ておなりまして、これを国内にその機械を求めることが可能であり、わざわざ世界銀行から金を借りるためにあち

らの機械を買うというようなことは絶対にこれはいたたくありませんといふことははつきりここで申し上げられ

ます。申し上げましたるよう、新しい規模で、新しい機械を入れて、そして從来困難とされておりました開墾事業を

進めて参る、さらにまた新しい構想で新しい技術をもって、そして木曾水系の総合開墾をして参ることに寄与せしめると思ふの

うなことの誤解のないように、十分注意をして参る必要があるうといふこと

ははつきりしたわけなんぞございません。しかしながら來年度予算を組みます上におきまして、やはり予算という

ものは実際の積み立てからやつていかなければならぬ。積み立てしたときがとうことにつきましては、これは各省の連絡ももつと密にしなければならない。こう存じておりますが、経済企画庁長官といたしましては、これを貢

うしてわが国の困難な土地改良を完遂して参考に寄与できることになります。であります。

○亀田得治君 まあ、それは一つ日をあらためてよく聞くことにしまふとお聞きたいのです。それが長い間連してちょつと農林大臣と企画

大臣長官にお聞きしておきたいのです。が、実はこの愛知用水直轄の問題じゃございませんが、一体将来政府として農林の研究機関と、いうものについてどう

かと思うことがあるわけなんですね。こういう点農林大臣はどういうふうにお考えになつておりますか。

○田中啓一君 長官のおつしやること

はいつもきまり文句であります。実

は經濟三ヵ年計画といふもう予算委員会において開議を経てお出しになつたわまでです。

三十一年度の愛知用水といふのは内資金四十九億五千万円でありますから、

金四十億五千円でありますから、

四十億五千円でありますから、

申し上げます。

○國務大臣(高橋達之助君) 経済六カ

年計画におきましては、先ほど申し上

げました通り六年後の米穀千三百何十

万石というのを必ず増産する、六ヵ年

であります。その中に愛知用水等も含

まれているわけなんです。さよう御承

出をしなければならぬ。こういう数字

ははつきり言つていただきたい、こう

いうことであります。どうぞ御所見

を……。

○國務大臣(高橋達之助君) これは六

ヵ年計画を完遂いたしますためにはど

うしても六百八十億円という金を来年

度において、この食糧増産のために支

出をしなければならぬ。こういう数字

は御説の通りでございますけれどもさ

ればと申して年限がかかるともよから

うし、またこちらの機械でもやればや

れることであるというようなことではあります。しかし、どうしても国家的視野に立つて、利用できる可能な、あらゆる施策はこ

れを利用した方がよろしいのじやなか

らうか。そして早くわが国の土地改良

の水準も上げていく方がいいのじやな

かるうかというふうに考えておるわけ

であります。

○國務大臣(河野一郎君) 愛知用水に

委員会では皆いかげんの資料を出し

ておきましたが、経済企画

画庁長官といたしましては、これを貢

うしてわが国の困難な土地改良を完遂

して参考に寄与できることになります。

○亀田得治君 まあ、それは一つ日を

あらためてよく聞くことにしまふと

お聞きたいのです。それが長い間連

しておきましたが、一体将来政府として

農林の研究機関と、いうものについてど

ういうお考えを持つておられるかといふ

ことをやつておつたって二十倍以上の俸

給をとつて、そして相当のやはりど

ういうことはあるわけなんですね。

○委員長(江田三郎君) 今亀田君の質

問に關連してちょつと農林大臣と企画

庁長官にお聞きしておきたいのです

が、実はこの愛知用水直轄の問題じゃございませんが、一体将来政府として

農林大臣と企画庁長官といたしましては、これを貢

うしてわが国の困難な土地改良を完遂

して参考に寄与できることになります。

○國務大臣(河野一郎君) 愛知用水に

委員会では皆いかげんの資料を出し

ておきましたが、経済企画

画庁長官といたしましては、これを貢

うしてわが国の困難な土地改良を完遂

して参考に寄与できることになります。

○委員長(江田三郎君) 今亀田君の質

問に關連してちょつと農林大臣と企画

庁長官にお聞きしておきたいのです

算編成に当りましてはこの試験研究機関に飛躍的に力をこむを入れて、いこう、こういうお考えがござりますかどうか、ちょっとと関連してお聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(河野一郎君) 私も先般黒の林業試験場を視察しまして、今、委員長のお話のように、その感を非常に深くいたしました。私は来年度の予算の編成に当たりましては試験場の費用を大幅に増額することを所員一同の前に約束をして参りました。非常に職員の諸君もこれに感激をいたしまして一段と努力を重ねておると思うのであります。私といたしましてはたまに申し上げますように、試験場におきましては目黒の林業試験場でありますとか、平塚の農業技術研究所でありますとかいういう程度しかまだ大臣就任以来見ておりませんけれども、なまざして能率を上げるようしなければならぬ。これはかねて申し上げております通り、農業経営、農林行政の基本の技術の高揚、進歩に出発いたしまして、その上に立つてわが国の農業経営の改善をいたしていくのが筋である、それを基礎にして補助、助成の政策を立てていくことが正しいことであるというふうに、私は深くその感を持っていますので、私といたしましては、たとえば農業センターの問題にいたしましてもアメリカと交渉をいたしまして一応東南アジアの農業技術センターという構想でありますけれども、わが国の農業の各種の技術の弊を一堂に集めて、そこに十分なる総合研究の機会を持たせるというふうに考えてせつかく今努力中であるのでござい

ますが、これはアメリカとの折衝が失敗いたしますれば日本の国費をもつてでもある程度この道は開いていかなければならぬ、こういうように考えたいと思います。

○委員長(江田三郎君) ついでに高崎長官。

○國務大臣(高崎達之助君) ひとり農業といわば、日本の経済を自立させためにはどうしても科学技術というものが編成に間にかそういうひもがついた

を振興してこれによらなければほんとうの発達はしないと、こう存するわけ

であります、現在日本いたします

れば、この戦争中約十年間外国におく

ておると、これは何としても動かすべからざる事実なんであります。これを

早く取り返すというためには、あるいは技術者は一ときは多少いやがるで

しょうけれども、ある程度やはり外國の技術を導入する必要があると存じま

す。同時に、国内の技術者に対しましてはうますたゆまず、そうして希望を

しておるの一つの計画を立てられた時期があつたろうと思う

か、そういう点についての「一応の計画を立てられた時期があつたろうと思う

のですが、それはどうなんですか。

○國務大臣(河野一郎君) こちら側で款交渉の過程において、私はアメリカ側からそういう要請があつて、そうし

ていつの間にかそういうひもがついた

格好になつてしまつたと、まあ私はこ

う思つておるのであります。しかしこれはま

あつもう少しまだ日がありますから、事務当局等と十分そういう点につ

いての一つ議論をやつて見たいと思う

のです。

そこで農林大臣に「一応これも大きな問題としてただておきますが、この

愛知用水をやるについて、まあ外国の技術者を使うのはやむを得ないとして

も、たとえば全体の設計とか、あるいはこの幹線の重要な場所の工事とか、

そういう点についての外國の技術は必ずしもそれませんが、非常に末端の下

請的にやるような仕事ですね、そういう面にまでどうも外國の会社が入つて

くるよう私ども心配しておる点はあるのですが、どの辺にそういう、その

線を一本引いておるのか。私どもはできるだけそういうものは一つ少くして

もらいたい。全体でどの程度のこと

を考えるのか。大まかなところを……。

○國務大臣(河野一郎君) 設計すなわち技術的援助は、ダムと主要幹線の設計ということだけにいたしておるのでござります。

○亀田得治君 その事業の実行面はどうなんですか。

○國務大臣(河野一郎君) 技術の援助だけでございますから、たとえばその

工事をするということについて

は全然関係ございません。

○亀田得治君 それは全部日本側でや

るのですか。

○國務大臣(河野一郎君) こちら側であります。

○亀田得治君 そうですか。それじゃ

もう一つ、ほかにも御発言があるよう

ですが、聞いておきますが、この愛知

用水を日本の技術だけでやろうという

場合に、どの程度の年限がかかるの

か、そういう点についての一応の計画を立てられた時期があつたろうと思う

のですが、それはどうなんですか。

○國務大臣(河野一郎君) そういうことを

と考えた、計画したことはないそ

うでございます。

○亀田得治君 それは私、だから先ほど委員長みずから関連質問されたよう

なことが起きてくるのです。やはり私

が、検討もして見なかつたということ

を見たらどうか。しかしこれではこう

いろいろな事情からいって、愛知用水

は一つ外國の技術者の援助を得てやる

こととしましても、やはり日本だけでやつ

て見たらどうか。しかしこれではこう

いうふうになるから、どうももよつと困るというふうなことならわかるのだ

が、検討もして見なかつたということ

じや、これちよつと納得いきません

な。河野さんらしくない、それは……。

○國務大臣(河野一郎君) 御承知の通り、話の始まりましたのはだいぶ前の

ことでございまして、その当時に外資

を導入することによって、ないしは余

剰農産物の資金によってこの事業は計

画をされ、仕事が始められ、実際に着手する計画になりましたことは御承知

通りでございまして、でございます

から、スタートから日本間に十分な

う面からのやはり検討した結果だけ

は、私どもはやはり知りたいと思いま

すし、今からでもやはりやってみてほしいと思いますね。

○國務大臣(河野一郎君) 御承知の通り、本事業は世界銀行の融資もその資金の一部に取り入れておるわけでござります。従いまして、世界銀行が融資いたしました場合には、世界銀行の信頼する設計、信頼する技術者ということが当然条件になつて参ります。そういう意味で今龜田さんのお話の点、十分私も納得できるのでございます。ただまあアスト・ケースとして、こういうふうな行き方で一つ事業を遂行いたしまして、その間に十分わが国の技術者諸君にも御勉強を願いまして、そうして次に、同様な計画を立てやらなければならぬ段階が次にまた当然くるわけと思つてあります。これを今お話しを参考として勉強するということでおどろくことが私はいいのじやないかと思つてあります。しかしながら段階が次にまた当然くるわけと思つてありますから、そういう場合に十分資料を参考として勉強するということでおどろくことが私はいいのじやないかと思つてあります。

○重政庸徳君 どうも農林大臣あまり番好都合であるといふうな意味から、スタート以来この方向で本事業がきておる、こういうふうに私は考えております。

○重政庸徳君 どうも農林大臣あまり番好都合であるといふうな意味から、スタート以来この方向で本事業がきておる、こういうふうに私は考えております。

○政府委員(渡部伍良君) 先ほど大臣がお話をになりましたように、世銀ダムと幹線水路ならば、これは全部

じゃないか。ほかのことはさておいて、それはおかしい。ダムと幹線水路といふことになると、これはもうほとんど

全部それを全部設計をアメリカにゆだねて、範囲と言うのは、これはきわめておかしい。なお公文書の、私はこのひもつき、ひもつきと言つておるのであるたまに、公文書の取りかわしとか、あの大臣の公文書の取りかわしとかいうものはおそらくないだらうと思う。ところが了解事項が僕はたくさんあるだらうと思う。必ずそれで機械の面においてもどの範囲に了解しておるのか。これはいわゆる公團の總裁がきまつてから總裁がやるんだとおっしゃつても、これは農林大臣の名において監督していく、農林大臣の意思によつていく。だからこれは局長にお尋ねしますが、今もつきと称されておる部分、どのくらいまで、いわゆる了解はしておらぬと言われるかもわからぬけれども、しておらなければ金を貸すはずはない。だから結局その点をどうすればいいよ借款交渉になる場合におきましては、先ほどからお話を出ておりますように、ダムについてロック

本事業に借款するに際しては、まず基本計画と申しますか、その事業概要について、銀行の融資の対象になり得る

かならないかということについて、世銀の信頼する技術コンサルタントの意見をつけて持つて来いと、こういうこと

とで、われわれは最初にパシフィック・コンサルタント・イン・コーポレーションというのに調査事業の概要等について、われわれが立たたけた計画を審査させ

まして、それを持って世銀に、農林省は今後実際の借款交渉に入る準備にかかるだらうないかということになつたのであります。それに基きまして、これで大体ペイシ

得る事業であるということで、それで

ところはわれわれの方でできる、こう

いう費用で、どういう部分まで依頼せねばいかぬかということについて向うの

見解をだし、それに対してもう一度

おこなはれることは、監督とかといふ

ことについてたゞと同時に、もし

で、暑さの折柄ですから、「異議なし」と呼ぶ者あり) そういうことで一

つ。「賛成」と呼ぶ者あり)

○重政庸徳君 大体わかつたのですがね。今私の見解では、まあダムは、ダムに関する問題については、あるいは

設計とか、あるいは監督とかといふなものは、これはまあ程度やむを得ないかと思うのだが一つそうす

るとね、あなたの方の心組みで、これら農林省の心組みと、向うの申し分と、交渉をせられるのは、心組みはどういう心組みをしておるか、あるいは

水路までやつてもらう心組みをしておるか、そしてそれに対してもう一度

監督者が入つてくる心組みをしておるか、大体どれだけのものを賣う心組みをしておるか、もちろんアメリカ

で、アメリカのみで随意契約で買う必要はないのだ。まあ外國から輸入する

といふようなやつを一つあした見せて下さい。

○東藏君 一つ私も農地開発機械公團と、それから愛媛用水公團、この二つ

を、これは一緒に審議をされた方がよい、こういう考え方を持ちますので、そこでの二つの法案が、これは大へん似ております。それで私は一つの方

は、これはやはり水系を中心にして、その開発のやり方を一つ考えておりま

す。それからもう一つの方は、水系ではなくて、機械を中心にして開発をしよう、この二つの形があるだらうと思ひます。そこで法案そのものは大へん似通つておりますけれども、これを一

回りしますが、いろいろこれは質問はどちらあるのでですが、更に衆議院からこちらへ本付託になれば、どうせまた大

きな段階でござります。われわれの方で検討を加えております。さらにこの前世

の話が出ておりますように、日本で

おる段階であります。これができます

れば、国内的には金の面、外貨の面に

おいて、あらゆる方面において話し合

いをしておられるかということをお尋ねいたします。

○委員長(江田三郎君) ちょっとお詫びしますが、いろいろこれは質問はど

うせあるのですが、更に衆議院からこ

ちらへ本付託になれば、どうせまた大

きな段階でござります。われわれの方で検

討を加えております。さらにこの前世

の話が出ていただからなきやならぬので、事務局からさらには予備審査をしてい

ます。そしてあと本付託になつてから、事務局との質疑応答の間にいる

いるまた大臣にお聞きしなきやならぬ

つ比較対照したものを、審議の便宜をはかるために、一つ用意してもらいたい、こう思うのです。

それから私はこの際ついでにお聞きいたしますが、政府の方ではこの二つの公團に対し、どつちを重要視されておるのか。これはたとえば予算の面からお考えになつておるのか。その他役員を一つ考えてみましても、片一方の方は総裁、副総裁、こういうふうにやつておりますが、仕事の範囲から言いまして、青森と、それから北海道になつてあります。そういう形でもつておやりになつておりますが、仕事の範囲から言いまして、青森と、それから北海道になつております。そんなような関係で、私は愛知用水公團の方に非常に重点を置かれておるのじやないか、こういうような考え方を持つておりますけれども、その考え方がどういう考え方か。それからそれは直ちに役員の問題になつてくると思います。役員は、たとえば愛知用水公團の方では、期限が五六年、任期が五六年になつておりますし、それから開発公團の方では三年になつております。私は三年はもつと長くされて、そして安定した位置でもつて縦横に仕事をさせる方がいいのじやないか、こういうような考え方を持ておりますが、また役員の選任をされる場合にどういうような範囲の人を選任されるのか、こういうような点、この際もしお聞きすることができればお聞きいたしたいと思います。

○國務大臣(河野一郎君) 役員の任期は愛知用水の方は五六年間で完成をする予定になつておりますので、任期は五六年となつております。機械公團の方は一応三年間で今所定いたしており

ますのは完成をするということです年にはいたしましたのであります、というとの違いでございます。これは御指摘のよう別にいざれが重く、いざれが軽いというわけではございませんので、先ほど申し上げました通り愛知用水は木曾水系の総合的な開発をする、一方は機械を利用してこれによつて東北、北海道方面の、しいて申せば家畜等を導入する等の処置によつて未開墾地を活用する方にやつてゆきたい、こういうふうに考えておるのであります。もしこれが成功すれば非常に利用度が多くなつてくるというように考えております。これも非常に重要な要素であります。これが成功すれば非常に利用度が多くなつてくるというように考えております。これも非常に重要な要素であります。

○委員長(江田三郎君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後五時三十二分散会

昭和三十年八月二日印刷

昭和三十年八月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局